
第1回 日吉津村議会定例会会議録（第4日）

平成29年3月13日（月曜日）

議事日程（第4号）

平成29年3月13日 午前9時00分開議

- 日程第1 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第7回））
- 日程第2 議案第3号 日吉津村長の給与の特例に関する条例について
- 日程第3 議案第4号 日吉津村行政手続きにおける情報通信の技術の利用に関する条例について
- 日程第4 議案第5号 日吉津村農業委員会の委員の定数等に関する条例について
- 日程第5 議案第6号 日吉津村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第7号 日吉津村公聴会参加者等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第8号 日吉津村個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第9号 日吉津村非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第10号 日吉津村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第11号 日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第12号 日吉津村長の給与及び旅費に関する条例一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第13号 日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第14号 日吉津村特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第15号 日吉津村税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第16号 日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

- 日程第 16 議案第 17 号 日吉津村特別医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 18 号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 19 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 8 回）について
- 日程第 19 議案第 20 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 回）について
- 日程第 20 議案第 21 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）について
- 日程第 21 議案第 22 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）について
- 日程第 22 議案第 23 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について
- 日程第 23 議案第 24 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 日程第 24 議案第 25 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 25 議案第 26 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第 26 議案第 27 号 平成 29 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予算について
- 日程第 27 議案第 28 号 日吉津村と鳥取県との間の地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する事務の委託に関する規約の締結に関する協議について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 7 回））
- 日程第 2 議案第 3 号 日吉津村長の給与の特例に関する条例について
- 日程第 3 議案第 4 号 日吉津村行政手続きにおける情報通信の技術の利用に関する条例について

- 日程第 4 議案第 5 号 日吉津村農業委員会の委員の定数等に関する条例について
- 日程第 5 議案第 6 号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 7 号 日吉津村公聴会参加者等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 8 号 日吉津村個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 9 号 日吉津村非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 10 号 日吉津村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 11 号 日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 12 号 日吉津村長の給与及び旅費に関する条例一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 13 号 日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 14 号 日吉津村特別会計条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議案第 15 号 日吉津村税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議案第 16 号 日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 17 号 日吉津村特別医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 18 号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 19 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 8 回）について
- 日程第 19 議案第 20 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 回）について
- 日程第 20 議案第 21 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）について
- 日程第 21 議案第 22 号 平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）について

- 日程第 22 議案第 23 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について
- 日程第 23 議案第 24 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算
について
- 日程第 24 議案第 25 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算につい
て
- 日程第 25 議案第 26 号 平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算につい
て
- 日程第 26 議案第 27 号 平成 29 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予
算について
- 日程第 27 議案第 28 号 日吉津村と鳥取県との間の地方公共団体における情報通信技術の共同化
に関する事務の委託に関する規約の締結に関する協議について

出席議員（10名）

1 番 河 中 博 子	2 番 景 山 重 信
3 番 松 本 二三子	4 番 加 藤 修
5 番 三 島 尋 子	6 番 江 田 加 代
7 番 山 路 有	8 番 井 藤 稔
9 番 松 田 悦 郎	10 番 橋 井 満 義

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ----- 高 森 彰 書記 ----- 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 ----- 石 操 総務課長 ----- 高 田 直 人

住民課長	-----	清 水 香代子	福祉保健課長	-----	小 原 義 人
建設産業課長	-----	松 嶋 宏 幸	建設産業課参事	-----	益 田 英 則
教育長	-----	井 田 博 之	教育課長	-----	松 尾 達 志
会計管理者	-----	前 田 昇			

午前 9 時 00 分開議

○議長（橋井 満義君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は、10 名です。定足数に達していますのでこれから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は議案質疑となっております。各議案については、各議案の質疑を行ってまいります。

まず、本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

日程第 1 議案第 2 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 1、議案第 2 号専決処分の承認を求めることについて（平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 7 回））についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

はい、三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 5 番三島です。質問させていただきます。これはあの、この補正予算は雪に対応した時の補正予算だと思っておりますので、対応について大変だったと思いますが、数字ではお聞きしませんけれども、あの雪の対応には職員が泊まり込みで対応もしたというようなことも聞いております。で、ここに上がった数字だけではなくて、各課からも出された時間外というものもあるのかなとか思ったりはするわけですが、全体でですね、述べ職員さんがどんだけの人数が対応されて、時間数でどれぐらいかかったかということをお教えいただけませんか。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 三島議員の質問にお答えいたします。建設産業課担当課を含めまして、総務課、福祉保健課、住民課、教育委員会を含めまして、合計 19 名の方で、183.5 時間ということでございます。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 8番、井藤です。一応専決処分ということでされたということで上げていただいておりますけれども、これは決済日というのはいつだったのでしょうか。それからもう一つは、これは多分2回分が除雪費上がっておると思うんですが、1回目と2回目の経費の分けはわかりますか。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 決済日ということですのでけれども、専決処分したのが29年2月1日ということでありまして、で、えっと、金額の関係は1月23日からの週の専決処分のみです。2月にあった分についてはこちらの方には含まれておりません。2月分についてはもともとあった予算の中で対応しているということでありまして。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 専決処分されたということなんですけれども、要はまあ急いでされたということで、それから1回目2回目、既達の予算で1回目は既達の予算で間に合って、2回目の分が五百数十万ということなんですか。その点は。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） はい、井藤議員の質問にお答えいたします。1月23、24、25、26の4日間の分のものがこの専決処分のものであります。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 余談かも知れませんが、こういう時こそやはり予備費が運用できなかったかなという気がするものですから、ですけどまあ第1回目が既達の予算でされたということで、2回目が500万予備費よりも金額過ぎておりますので、まあ事情はわかりましたので、以上。

○議長（橋井 満義君） はい、ほかありませんか。

ほかにないようですので質疑を終わります。

日程第2 議案第3号

○議長（橋井 満義君） 日程第2、議案第3号日吉津村長の給与の特例に関する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

はい、井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 2、3伺わしていただきたいと思います。たしかこれ、村長の給与81万円だったと思いますけれども、1割カットということで、72万9,000円ということなんですけれども、これはあのずっと、村長、本当に忙しく仕事していただいとるわけですけれども、ずっと続いておるわけですよ。10年ほど続いてますか。というずいぶん長い間続いておると思うんですけれども、まだまだこれ、減額されにやいけませんでしょうか。特例給与じゃなきゃいけないでしょうかという、わたしはそういう気持ちがあります。それからもう一つはそれだけ長い間続いておるんですけれども、特例を外す目安などはおありでしょうか。それから減額された理由というのは、横並びでしょうか。あるいはほかのなんか理由でもあるんでしょうか。このあたりをちょっと聞いてみたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 平成15年にわたし就任しまして、それは市町村合併の判断をどうするかという話の時でした。でまあ、自発的に10パーセントをカットして、それで行革でどうするかという話の議論になって、村民の行政サービスや負担を、ありとあらゆる方面から見直しをするということがございまして、その時に首長も2割ということで、他の団体や特別職の方の報酬もカットしたりしました。思い起こせば消防団あたりに対しては、団長だと半分に、よそ並みにしたということがございましたので、それは返えしてませんので長年年数が経過していますけれども、その特別職の報酬等見直したものはバックをさせておりませんので、その当時の行革の答申を執行した立場としては自発的なカットは戻さしていただきましたけれども、行革で出た答えはそのまま削減をしておるということでもありますので、なかなか戻す目安がないということになります。

去年、西部町村会の中で特別職の報酬審議会がありますけれども、そこでどんなのかなという話はあって、いつまでもカットの競争みたいになっていましたので、そこはひとつ戻そうということはありませんけれども、それなりにそれぞれの町の事情がありますので、基本的には80万まで返えしていますけれども、でも、それぞれの事情に応じて判断だということでもありますので、わが村はその町村会で議論した時にも、やっぱり合併の判断の中でありとあらゆるサービスを削減をしたり、負担を求めたりした立場のものとしては、全額そこに戻すわけにはいかないだろうという考えで今を継続し、今回もそのものを提案をさせていただくという内容であります。よろしくお願い致したいと思います。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） わかりました。村長の判断でなされたということですので、まあリーダーの判断でございますので、それは当然議会としても尊重するということになるかと思えますけれども、心配なのはやはり、先ほど村長もおっしゃいましたように、減額が当然だと、特例が当然、特例カットが当然だというような具合になった場合には、なかなかそれこそ逆に弊害が出てくる可能性もありますので、その点は考えておいていただいて、きっちり、やはり特例カットする必要があると判断される時は、言っていただくという方がいいじゃないだろうかという気がします。以上です。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

ほかにないようですので質疑を終わります。

日程第 3 議案第 4 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 3、議案第 4 号日吉津村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

はい、松田議員。

○議員（9 番 松田 悦郎君） 9 番、松田です。3 点ほどお願いしたいんですが、一つは確認なんですが、この条例はまああの県と市町村の間で行う電子システムだと理解しておりますが、現在、受付で住民の方が行っている申請や届け出については、従来どおりということで理解していいでしょうか。

それから用語の意義の中でですね、処分通知等について説明が書いてありますが、その中で処分の次のカッコの中の意味を、ちょっと分かりやすく教えていただきたいなと思います。それから 3 個目にこの文章の中で縦覧とかね、閲覧という言葉が多く出てきますが、わたしはこれは同じような意味だと思うんですけれども、この違いってどういう違いなんでしょうか。ちょっとわかっただら教えて下さい。以上です。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 最初の 1 点目ですけれども、あのこれは電子申請ができるようにするという条例ですので、今まで申請、届け出が紙でやっていたものが電子申請、つまりインターネットを介してできるようになるというそういう条例ですので、必要性に応じてたとえば

住民票だとか、そういう窓口にきて申請するものをインターネットを介して申請ができるようになるということですので、その辺をご理解いただきたいというぐあいに思います。

それから2点目が、処分通知の定義第2条の7号ですね、処分通知等ということで、処分というのはそこに書いてあるとおり、行政、要は処分その他公権力の行使にあたる行為ということで、処分については、そういう通知を行う場合のことを載せております。

それから縦覧または閲覧ということで、縦覧ということは期間を決めて見ていただく、閲覧は申請をして見ていただくというような多少違いがあるというぐあいに思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） はい、松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 最初の確認は、今住民の方が受付でやっとする、例えば申請だとか紙に書いて出しておりますが、それは従来どおりでしょうなということで質問したんですが。

それからこの用語の意味にですね、今、字のごとくと言われましたけれども、この中で公権力ということはどういうことか教えて下さい。

それから縦覧と閲覧については、わたしも調べましたけれども、同じような内容なんです、あえてここで縦覧と閲覧という文字を使わなければいけないということはどういう理由なんだろうかと思っております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 最初の申請は、すみませんでした。あの届けに来られた分は紙ベースでは変わりません。

それから公権力、行政庁の処分そのものでありますので、要は公という公の公使にあたる行為ということでご理解いただきたいと思います。

それから縦覧というのは、たとえば選挙人名簿とか、土地開発計画書とか、そういうようなものを見ることを縦覧という言い方でありまして、閲覧というのは戸籍簿とか、通常、申し出をもって利害関係、または請求人が調べることができるというのが閲覧ということですので、そういう違いがあるということでもあります。以上です。

○議長（橋井 満義君） ほかありませんか。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 2、3お尋ねします。第1条だったと思いますけれども、この目的のところですね、村民の利便性ということがうたってありますけれども、具体的にどのような利便性があるんでしょうか。

それから先ほど、同僚議員からもありましたようにいわゆる電子認証の関係だと思えますけれども、ということであればマイナンバーカードがなければ多分いけんじゃないかと思えますけれども、その関連でこのあたりマイナンバーカードの現在の交付状況どれくらいになつとるんでしょうか。

それから3点目は、先ほどは第4条の関係ですけれども、3点目がですね、第7条で適用除外の規定があります。第7条に適用除外、これは具体的にはどのような意味合いなんですか。

それともう一つは補足ですか、なんかでありますけれども、運用は規則でということになっていますが規則はもうできてますでしょうか。以上、4点ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 1点目の村民の利便性の向上というのは、先ほども言いましたようにインターネットを介して手続ができるということですので、いつでもどこでも必要な時に手続ができるということが利便性につながるということです。

それから適用除外につきましては、そこに書いてあるとおり職員の関係によりまして、身分証の交付とかそういうものについてはこの条例は関係ないということで、これが電子申請、要はインターネットを介して申請するそういうものの条例ですので、そういう適用除外があるということです。それから規則についてはこの条例ができた後、施行ということで今作成中であります。以上です。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） マイナンバーの現在の交付枚数ということですが、概ね300枚の個人番号カードの方住民の方がお持ちでございます。以上です。

○議長（橋井 満義君） はい、ほかありませんか。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島です。2条の2号というのでしょうか、カッコに各部局で置かれる機関の職員ということがありますけれども、この部局におられる職員さんみなさんが対応されるということなんではないでしょうか。先ほども質問が出てましたけれども、申請をする時にただ申請をしてもしてもらえないのかなと思えますが、その時に必要な申請するにあたって必要なことというのがあってはないのでしょうか。本人が窓口に来ればわかりますけれども、その点をお願いします。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 2条の第2号の村の機関ということで、申請につきましてはいろいろな部局といたしますか、担当課の窓口がありますのですべて網羅するという事でその部局の職員であるということをおたっております。今考えているのは住民課の窓口等、そういうものから電子申請ができるような状態にしていこうかなということでは思っておりますけれども、将来的にどの部局の必要な申請についてもできるということで、条例に定めているものであります。

一応申請者としては利用者のIDでありますとか、パスワードそういうものが必要になってきますし、今まで添付書類というようなものがありますので、それは電子的な証明に対応してないということから、そういう部分については書面として取り扱うことになるという具合に思いますので、添付書類として必要なものは、たとえば証明書とか許可証なんかは付けてもらわないといけないということがあります。

ただ、インターネットを介しますのでとにかく本人の登録、ID、パスワードをもっていて申請するということになります。以上です。

○議長（橋井 満義君） ほか、ありませんか。

はい、江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 6番、江田です。今ふっと思ったんですけれども、だいたい転入、転出、さまざまな手続きあると思います。住民課が忙しいと思うんですけれども、だいたい1日どれくらい来られますか。住民さんが、さまざま窓口に、住民課の方に。

○議長（橋井 満義君） 江田議員、それは今のは転入、転出も含めたという。

はい、清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 江田議員の質問にお答えいたします。あの、住民課窓口へお越しになられる方ということですが、まあ季節的なこともございます。これから特に転出ですね、学生さんなんかですと、転出とか転勤等にかかわることで来られる方もありますけれども、それ以外にも印鑑証明とか住民票、戸籍の申請等ございますので、そうですね、20件ちかくある、ちょっとあの多いかも知れませんが、だいたい20件程度はございます。以上です。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

ほかにないようですので質疑を終わります。

○議長（橋井 満義君） 日程第 4、議案第 5 号日吉津村農業委員会の委員の定数等に関する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

はい、景山議員。

○議員（2 番 景山 重信君） 2 番、景山です。この定数 10 ということですがけれども、農業委員 10 の定数の内訳というのは、この間説明していただいたとおりでしょいか。女性議員とか、女性の登用とかあったんですけれども、どのような恰好でこれをされるのかということをお願いします。

○議長（橋井 満義君） はい、松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 景山議員の質問にお答えいたします。まあそういうものを目指して努力はしていくということで頑張っていきたいと思っておりますし、推薦とか公募ですのでどういう方が出てこられるかというこつについてまで、まあ努力はしてみます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2 番 景山 重信君） まあね努力はだれもするものですので、そのとおりにやってもらわんといいんと思いますけれども、やっぱし女性のということも必要なものですので、ぜひそういう格好でまあ基本にそういうことがありますもので、してやっていただきたいと思います。それでこの条例というのはどげっていいですか、当初が通らなければいけませんけれども、この人選というのはどういう格好で農家の方に知らせてあげるんですか。あの、女性ということも言われても実行組合で 6 名とか、それから蚊屋井手の方からとか、農協の方からとかいろいろ提案されたんですけれども、その状態というののがわからなければ農家の方に進みませんので、どういう姿でこのことを農家の人に、まあ実行組合を介してでしょうけれども、教えてあげるんですか。そのことをお答え下さい。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 景山議員の質問にお答えいたします。この条例が通りましたら募集のものとか、公募とか、推薦とかそういう関係の方に知らせて、一カ月間程度の期間をもうけまして推薦なり公募をしていくということで、いろんなホームページとか、あと実行組合長の役員会とかそういうものにも出ておりますので、いろんなことを通して知らせていきますし、今までも J A の座談会とかそういう部分でもこういうものがあるということはお知らせしておりますので、条例が通りましたらいろんな場所を通じてお知らせしていきたいと思っております。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 最後ですけれども、ぜひそのように農家の方に漏れないように、
どの方も協力下さるといふ農業委員さんを選んでやっていただきたいと思います。お願いします。

○議長（橋井 満義君） ほかありませんか。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島です。まずですけれども、この表題ですけれども条例
の名前といいますか、これは日吉津村農業委員会の委員の定数等ですけれども、法律は農業委員
会等になってますよね、で、農業委員会等というのはあと推進委員というのがありますよね、そ
ういうのが入るのでここに等と入っているのかなというふうに解釈をしまして、ここに出されて
いる条例の委員の定数等というその等はなにが考えられて、ここに等がついたかなということ
を思います。それをお願いします。

それとここに目的のところは条文は書いていただけてますけれども、次の2条で8条の2項に
基づく農業委員の定数は10人、これはあのこれまでの説明の中で今までの人数を踏襲してくる
というふうな説明だったと思います。わたしそういうふうを受けてまして、ちょっと法律を見て
みますと、政令で定められておりますね、推進員を置くとき、置かない時、で、置かない時は人
数が多いですね。うちの場合は推進員を置かないということになっておりますので、この10人を
どういうふうにして出されたかということをお教え下さい。

それと3条の法第17条第1号ということがありますけれども、1項の1号ではないでしょ
うか。1項というのはいれなくもいいものでしょうかね。ここ条例のところ、この条例を見させ
ていただいて、まあ考えて提案をしていただいたと思いますけれども、このところがちょっとわ
たしは疑問に思ってますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 三島議員の質問にお答えいたします。等ということでありま
すけれども、第2条の方で定数のことを、また第3条の方では推進員を委嘱しないというさうい
う、推進員というものを置かないというところで、等ということ定数の関係についてして
おります。

また、あの、人数につきましては、いろんなことを考えまして地域の区分とか、実行組合の
数とか、またいろんなことを考えまして、一応10人でいいのではないかと考えて
いただいております。

○議長（橋井 満義君） 質問の意味がわかっておられますよね。この附則の3項の所の附則第29

条第2項ということで記載があるんだけど、三島議員の質問は29条第1項を第2項としなければならないんじゃないかという質問ですので、その辺で答えを言って下さい。

「3条の法第17条第1項の1号ではないですかって言ってるんです。1項というのは入れなくていいのかということです。条例の書き方として。」と呼ぶものあり]

○議長（橋井 満義君） 松嶋課長、同様なことが3条の法第17条第1号となっておりますが、ここの部分に1項が必要ではないかということと、それから附則の部分の3項の部分の同じく29条第2項、これも同様なことが言えるのではないのでしょうかということではないでしょうか。三島議員そのような質問ですよ。

「ちょっと、休憩お願いします。」と呼ぶものあり]

○議長（橋井 満義君） ここで暫時休憩に入ります。

午前9時34分 休憩

.....

午前9時44分 再開

○議長（橋井 満義君） 再開いたします。先ほどの三島議員の質問に対する答弁から行います。松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 三島議員の質問にお答えいたします。まことに申し訳ありません。第3条の部分で法第17条第1項第1号ございますので、まことに申し訳ありませんでした。また、定数につきましては農地利用最適化推進委員を委嘱する場合は14人、農地最適化推進委員を委嘱しない場合は日吉津村の場合は27人となっておりますけれども、それ以内ということでございますので、推進員を置きませんが定数は10ということで決めさせていただきました。

あと、附則第29条のこの件につきましてはちょっと、後でもう一度答えさせていただきたいと思います。

○議長（橋井 満義君） ただいまの、何を後で答えると言われました。松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） すみません。附則の第3条の附則第2条第2項の件につきましては、これが2号の件につきまして確認させていただきたいと思います。

○議長（橋井 満義君） そうしますと、附則の第29条第2項というところの部分の項目についての、答弁ははっきりし次第答弁をいただくということにしたいと思います。三島議員よろしい

ですねそれで、はい、三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 施行令にですね、の、附則といいますか、そこに施行期日のこの政令が発行されたのは28年の4月1日農業委員会等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置というのがあるんですね。ここに委員さんの選出の方法が書いてございますね。これでわたしがちょっと計算をしてみるんですけども、なかなかできかねるので10人というのはどういうふうにして出されたかを、この施行令のこの出し方によってですね、それをお聞きしたいです。ここを見た時は、さっき言われたように推進員がない場合は27人ということがありますね。ない場合は14人までということがあって、だいたい決めていくのはその27から14の間で決めればいいというようなこともあるんですけども、なんかね、在任選任委員とか、超過農業委員会とか、なんかそういうことが書いてございます。それで現在いる、うちは10人ですかね。その10人から7人を超えている農業委員会はその7人を引いて残った数字をたしていくとかということが書いてあるんですよ。そういうことの計算をしてこの10人になったんでしょうかということを知っているんです。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 三島議員の質問にお答えいたします。まず、日吉津村は農業推進委員を委嘱する場合は14人、委嘱しない場合は27人までの定数ですので、本村で14人から27人ということにとれるかもわかりませんが、現在では、今の法律では10人という定数と、5人の推薦のもので15人ということにしておりますので、定数的にはこの10名というものでいいのではないかとこのところ、今の状況も踏まえて考えさせていただいたところであります。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

ほかにないようですので質疑を終わります。先ほど三島議員の質疑があったなかの回答は、会期中に三島議員にお伝えをいただきたいと思っております。

日程第5 議案第6号

○議長（橋井 満義君） 日程第5、議案第6号日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 申し訳ありません。たびたび、ここでね、加算額ということで活動実績などに応じ村長が定める額って書いてあります。これは置かないということであって、まあ一面の部分を置かないというだったもので、こういうことがあるんだかなあと思うんですけども、これは農地推進最適化推進員を置かないののであるのに、この活動実績に応じてこの金額をとということになってますけれども、なんかちょっとわたしの心には先に進まんようですけどもどうなんでしょう。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） はい、景山議員の質問にお答えいたします。日吉津村の場合は農地利用最適化推進員を置く場合は、推進員は農地 100ヘクタールあたりに 1人ですので、日吉津村の場合は合計しますと、2名までしか置けない。そういう場合に農業委員と農地利用最適化推進員を 2名ということではどうかということをお考えまして、まあ農地利用最適化の関係の部分については、農業委員がするというのでさしていただきまして、その分の農地利用最適化交付金が国段階で別途きますので、この部分を農業委員にしてもらうということでこの額について加算ということさしていただいております。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） わかったような気がします。要するに農業委員の 10名の方に推進員の役目も 100ヘクということで 1人ということですので、2人分の役目もしていただきたいということでそういうお金が出てくるということで解釈したらいいわけですね。

ということは、あの具体的には内容というのは変わらんですけれども、金額だけが会長代理と委員ということで金額だけが上がってくるということなんですけれども、活躍ということを期待すればそれでいいと思うんですけれども、なんかちょっとこれに承認するというのに対しては、ちょっとなんかもうちょっと活躍の中身ということもちょっとどういう活躍を推進員の働きというのんを、会長というのんは、代理というのんは、各委員というのんは、2名分の活躍も期待されるわけですので、なんかちょっと具体性のあるような説明をしてほしいところなんです。終わりますので、よろしくをお願いします。

○議長（橋井 満義君） はい、松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 景山議員の質問にお答えいたします。農業委員会法の改良に伴いまして、平成 28年 4月から各ブロックを決めまして最適化推進員の業務もしないといけないということになっていきますので、平成 28年度から日吉津村内を農業委員にブロックを割り当て

まして、その部分について荒廃地なんかもあるわけですが、昨年荒廃地を見回しましてその後荒廃地につきましては、各農業委員がそのブロックにあります農家の方につきましてはどうされるかとか、そういう今までにない取組みも28年度からやっております。

また、農地中間管理事業というものがこれからますます重要になってきますけれども、そういう部分での農地の斡旋とか、若手の方にどの農地をどうしたらいいかとか、そういう話とかそういうものもまだ少ないでありますけれども、今後たくさんこういうことが重要になってきて、荒廃地をなくすとともに、いかに農地を集積するためにどうやってまとめて行ったらいいのかというような話が、今後具体的にたくさん出て来るためのものだと思っております。以上です。

〔「加算額は。」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 加算額につきましては、まだ予算の方では国の方では具体的にどういうものについてのということはありませんけれども、出ていませんけれども、聞いておるところによりますと、目標を定めて、その目標に対しましていくらできたかという、そういう実績に応じてこの部分を出していくというふうに、補助金が付いてくるということでありまして、いくら減らしたらどうか、荒廃地をなくしたらどうかとか、利用集積を何パーセント以上にしたらまあ出るとか、そういうものについて加算額が出ると思っております。

○議員（2番 景山 重信君） はい、終わります。

○議長（橋井 満義君） はい、井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） ちょっと、混乱しているようですので、ちょっとまとめて聞かしていただきます。この加算額の部分ですが、今、要は適正化推進員ですかね、これは本村は居てないと、そのかわり業務が、その部分が農業委員さんに多分やってもらうようになるから、いわゆる加算してこの手当をあれしていくということですかね。

ということでちょっと話をさせていただきます。先ほどちょっと出ましたけれども、国の方からこれは補助金出るんですか。この部分については、ということが1点。国の方から出る予定があるかどうかということです。

それとこの加算のシステム等については、別に条例ができるんですか。あるいはこの次の議案第7号があるんですけれども、この関係の規定で押さえていくということになるんでしょうか。

この2点、ちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（橋井 満義君） はい、松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） まず農地利用最適化交付金というものが国の方から補助金として出まして、それについてのものになりますけれども、この補助金につきましては村農業委員会がこの農地利用最適化のためのまず目標を立てて、それにたとえば7ヘクタール集積するとか、それに対しまして、かなり高いハードルだと思っておりますけれども、そういうハードルに対しましてそれが何パーセントできたらいくら、何パーセントできたらいくらというかたちで配分されているというふうに伺っております。

それから7号の分には、これとは別でございますし、国の制度に従って行うということでございますので、その部分は、詳細は把握しておりませんが、国の補助金の制度に基づいて行うということでございます。

○議長（橋井 満義君） はい、井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） あの、加算額をあるじゃないですか。稼働実績等に応じ村長が別に定める月額ということになっておりますけれども、ということであれば別になんか条例かなんかできるんですか。どうですか。僕は見してもらって次の議案第7号の関係と関連があるかなと思っで見させていただいたんですけれども、よくわからないもんだから今聞かしてもらっとるんですけれども、あのさっき聞いたらよけいちょっとわからんようになっちゃって、ちょっともう少しわかるように説明していただけたらと思いますけれども。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 井藤議員の質問にお答えします。規則で定める予定でございます。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

はい、井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） ということは、まだ国の方の方針もしっかり出ていないんで、それが出た段階で、規則できっちり押さえていくということですか。

それでよろしいでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） はい、井藤議員の言われるとおりでございます。

○議長（橋井 満義君） はい、三島議員よろしいですか。

ほかにありませんか。

ほかにないようですので質疑を終わります。

日程第 6 議案第 7 号

○議長（橋井満義君） 日程第 6、議案第 7 号日吉津村公聴会参加者等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

はい、井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） 8 番、井藤です。質問させていただきます。この条例の支給対象となるのはこの農業委員の方と、あるいは農業委員会から依頼等を受けた、いわゆる公聴会参加者等という解釈でいいのでしょうか。

それと先ほどのえらいこだわって申し訳ないんですが、そうした場合には前の所の議案第 6 号の関係で、いわゆる加算額というのは純然たる農業委員会の委員の方だけ対象になるのでしょうか。

この点ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 公聴会に参加された方の分についての説明でございますし、先ほどの加算額につきましては農業委員会の委員ということになります。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員よろしいですか。

はい、井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） ちょっとなんかわからんけれども、すみません。そうしましたら、あれですかね。公聴会、これを見ますと日吉津村公聴会参加者等、これは支給対象となる可能性のある方は農業委員の方も可能性がありますか。どうですか。農業委員の方、それからよそから来られる人は旅費も出るような形になっと思ったと思いますけれども、旅費もね。そういうようなあたり、もう少し詳しく教えていただいたらと思いますけれども。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 井藤議員の質問にお答えいたします。まあ、説明がちょっとたんなったですけれども、農業委員会等の方は公聴会を主宰する側、こちらの方ですので来ていただく方を対象ということでございますし、旅費等についても日吉津村の職員等の関係する旅費に併せて出るということです。以上です。

○議長（橋井 満義君） はい、ほかありませんか。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） ちょっとこの条項とのではなくて、一番初めに出た農業委員会のその条例の設定の表題のことを言いましたけれども、ここでも農業委員会等ってなっていますよね。で、はじめの条例が定数等でしたけれども、やっぱりこう違うんじゃないかってどうなんでしょうね。やっぱりここが、ちょっとひっかかるんですけども、ここが。条例文を直した方がいいのかなと思うんですが。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） はい、最初の方の条例につきましては、農業委員の定数とそれから推進委員を委嘱しないということの条例で、定数と推進委員を置かないということで定数等ということでございますし、こっちの方はもともとの日吉津村公聴会参加者等の実費弁償の条例に関わる条ずれというところ、上の方か。法律ということで上の方は法律等ということでございます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 三島議員、よろしいですか。

ほかありませんか。

ほかはないようですので、質疑を終わります。

日程第7 議案第8号

○議長（橋井 満義君） 日程第7、議案第8号日吉津村個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（橋井 満義君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

〔「お願いします。」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） あっ、ごめんなさい。8でしたね。

○議長（橋井 満義君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第8 議案第9号

○議長（橋井 満義君） 日程第8、議案第9号日吉津村非常勤職員及び臨時的任用職員の任用等

に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島です。別表の3ですけれども、これ条文の中にあつたのが別表3が加わってずれてってということにはなってますが、別表3に今まで2万5,000円だったのが3万5,000円、3万円ということに上がっておりますけれども、これの数字を出された基といいますか、計算の基になったものはなんでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員の質問にお答えいたします。特に計算式ということではありません。あの、近隣の町村の状況を見ながら非常勤の処遇改善ということで、やはり手当の方が低いということで今回6月に5,000円、12月に1万円をアップするというものを決めたところで。計算式はありません。以上です。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） わたしがちょっと聞き合わせたところによりますと、他の町村にですね。1ヵ月分をこう出していかれているところもあるようですし、町村で話し合いをしていかれるということもいいとは思いますが、日吉津のあの、以前にも村長からの答弁もいただきましたけれども、重要な人材になってますという答弁もありましたので、これについてもこんごも含めてですね、もうちょっと検討というか、増額をしていただきたいということを要望したいです。はい、もう少し検討して下さい。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） この非常勤さんの職員の期末手当についてはすでに新聞報道で出されたと思います。30年度に政府が考えるということで、どんな率が出て来るのかなあというふうに思っていますけれども、全国の傾向を見ながら判断をされるだろうというふうに思いますので、それを待って全国の自治体が横並びですることになるであろうなあというふうに思いますけれども、まあその辺の経済状況で、どんなふうな判断が出てくるのかなあということでございます。

まあ公務員並みにということでありまして、それはそれでまた財政的なこともありますし、いろいろあるなあということでまったくその議論の中身がわかっていけませんので、これからの話かなあ、それで国が出されればそれに従っていくべきだというふうに思っております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 今回手当の方をアップさせていただきましたけれども、29年度中はまた非常勤の処遇に関して年数とかいろいろなことを本給といいますか、報酬についても検討はして行きたいという具合に思っております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 大変だと思いますけれども、ひとつよろしく願います。あの、先般2月の入ってからだだと思いますけれども、村の方でも臨時職員と非常勤職員の募集今しとられますよね。そのあたり、状況的に今どうなんでしょうかということのひとつちょっとお聞きしてみたいと思います。

これ見ますと育児と介護と特別報酬の部分で一応処遇改善が図られているという内容になっております。俸給の面もありますし、いわゆる手当的な面もありますし、それから勤務の形態ですね、形態についてはかかれておることなんですけれども、そのあたり効果が出てくるんでしょうか、そのあたりどのような見通し持ってやっておられるかということのひとつお聞きしたいと思いますし、それから別表の関係で一回聞いたかも知れませんが、いわゆる職種が小さく細かく分類されたやな表示になっております。これはねらいはなんでしょうか。ねらいは、学校技術、学校の技能員というのが新たに左側の改正後のを見ますと学校主事、学校司書、給食従事員というような細かく分けてあるのかあるいは別物なんかようわかりませんが、このあたりの変更、改正されたこのあたりのねらいというのはなんでしょうか。ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 人を雇用をしていくと、手伝いをしていただく業務を雇用していくということでは、非常に何ていいますか人が足りないという状況をかもし出しております。それはあの、ある町の保育士が集団で退職したというようなこともありましたけれども、いつ、そういう事態を起こすのかわからない状況は、鳥取県西部でもあるというふうに思っていますので、雇用の応募の状況を見ても非常に中身はきびしい、特にその中でも技能をお持ちの方は特に厳しいという状況でありますので、近隣の報酬を見ながらやっておることですけれども、その報酬があって、お勤めいただく方の選択肢の家庭的な背景があって、うまい具合にマッチングした時に雇用につながっておるという状況でございますので、ご理解をいただきたいと思いますが、この条例改正の一部改正については、内容については総務課長の方からお答えをしますけれども、状況としては非常にそれぞれの自治体が非常勤職員の、臨時的職員や非常勤職員の雇用を

たくさん雇用しながら、業務を遂行しておる状況にあるということでもありますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） まあ、条例の内容につきましては、提案理由でも申しましたように先ほどの第3表の手当の方をアップさせていただいたということと、今回育児休業法の改正に併せて29年1月1日適用ということで改正するものでありまして、介護休業期間の範囲が広がったというようなところこの範囲が広がったというような所を改正しているものであります。

あと、別表の職種につきましては教育委員会の方でお願いしたいと思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。別表第1、別表第2のところで、職種の所を改編させていただいております。この条例を作りました平成26年当時では、学校での用務をしていただく方は学校技能員ということでだいたい通常学校の方で呼んでおりましたが、この頃学校主事ということで名前を変えておられるところが近隣で増えております。ほとんどかこういう名前に変わっております。職務の内容が変わるわけではありませんが、やはり、近隣にあわせて今の募集をかけても、近隣で使われていない名前があると、これはまた違う職種なのかなあということでのご質問等もありますので、学校主事ということであわせていただいておりますし、あわせて図書司書というと公立の図書館の司書と学校の図書館で用務する司書とでは多少内容も違いますし、学校で児童生徒に対する選書等を学校の司書教諭とあわせて業務を行うということで、ここも学校司書ということでわかるようにさせていただいております。

あと、給食従事員というのも調理をしていただくわけですがけれども、学校給食の従事をする方だよということで名称をこの度変えさせていただきました。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） ありがとうございます。先般募集されとるのをちょっと広報をみさせていただきましたら、保健婦さんが月額18万2,600円ですか、ということで出ていましたし、それから保育所の関係で月額15万6,400円、これも非常勤職員ということで出ておりましたけれども、あの、それとあわせて全国平均のがですね、先般ちょっと広報出てまして、見ましたら21万6,000円ぐらいなわけですよ。ずいぶん都会と比べたら差があるという部分もありますので、やはり状況によってはなかなか本当に募集しても来てもらえないというケースがで

すね、出てくрасэндらうかという多分に心配がありますので、こうして下さいというわけじゃあないんですけれども、そのあたりの状況も見ながら対応をしていただいたらいいんじゃないだろうかという気がしますので、よろしくお願ひします。

○議長（橋井 満義君） ほかありませんか。

ほかにないようですので、質疑を終わります。

日程第 9 議案第 10 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 9、議案第 10 号日吉津村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

はい、三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 5 番、三島です。これはだいたい普通非常勤職員さんの勤務状況というのは、休暇とかは正職員にならうというかたちにはなっていると思いますけれども、これも適用がされるのでしょうか。それと、この条例は交付の日から施行し、29 年 1 月 1 日から適用するということになってますね。これあの、さかのぼるわけですけれども、こういうあれに今おられる方っていうのはあるのでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員の質問にお答えします。非常勤につきましては、ここはまあ、職員の勤務時間ということでこの範囲の拡大であったり、介護時間の新設であったりということで載せております。非常勤は準ずるということで、別条例で定めておりますけれども、非常勤についてもそういう改正がなされているということです。

それから適用ということですが、今の所ないということで、はい、以上です。

○議長（橋井 満義君） ほかありませんか。

ほかにないようですので、質疑を終わります。

日程第 10 議案第 11 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 10、議案第 11 号日吉津村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

はい、江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 6番、江田です。10号につきましてはいろいろと、えーと、特別養子縁組の看護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子どもなどを付け加えるとか、それと介護可能期間を、6カ月を三つの期間に分割し取ることができる。この3点についてはわかりましたけれども、この11号についていろいろと非常勤職員さんの改善されていく内容だと思うんですけども、結果的に非常勤職員さんと正職さんとどういったところに違いがあるのか、なかなか読んで理解できないんですけども、具体的に教えていただけませんか。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 江田議員のご質問にお答えいたします。この11号についてはですね、職員の育児休業等に関するということですので、正職並びに非常勤の関係ということで特にここは非常勤、3号のですね、第2条3号に次のいずれかに該当する非常勤以外の非常勤職員について述べているところで、こちらの方も先ほど言いました特別養子縁組里親に委託等のこの範囲の拡大であったり、それから1歳6ヵ月到達までというような所同じように載せております。ということで条例に基づいて職員も、非常勤も行っておりますので、違いということであれば、その条例の違いということで、できるだけ職員に準用した形で非常勤の対応もしているということとであります。

○議長（橋井 満義君） はい、ほかありませんか。

ほかにないようですので質疑を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。再開は10時35分より再開をいたします。

午前10時21分 休憩

午前10時35分 再開

日程第11 議案第12号

○議長（橋井 満義君） 再開いたします。休憩前に引き続き議案質疑を行います。

日程第11、議案第12号日吉津村長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（橋井 満義君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第 12 議案第 13 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 12、議案第 13 号日吉津村教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（橋井 満義君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第 13 議案第 14 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 13、議案第 14 号日吉津村特別会計条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[質疑なし]

○議長（橋井 満義君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第 14 議案第 15 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 14、議案第 15 号日吉津村税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

はい、三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 5 番、三島です。まず、これ質問には、入れないことだと思うんですけども、この 1 ページのところの改正後、改正前というのが入っていませんがこれはどちらを見ればいいのかということをおもいます。

それとまずですね、これあの最後の方ですけども、第 4 条とか、途中もありますが 31 年という新年条例ということがありますけれども、これは西暦かなんか、平成 31 年か、ちょっとわからないですが、これはこれであっているんでしょうか。平成 31 年かなというふうに思ったりしますけれども、それともう一つですがこれをずっとこう見ていきまして、その 4 条、[「三島議員申し訳ない、もう少しマイクを近づけてお願いできますか。」と呼ぶものあり] 4 条の隣のこれ

改正前のところですね、22 ページ、そこに軽自動車税に関する経過措置というのがありますが、これあの以前の条例を見さしていただきまして、見まして、これをずっと調べてきましたら、この第4条の下にある2号といたしますかね、2号、3号がもとのこの条例に載っているんでしょうか。例規集に、で、2、3、4というのがないじゃないかなと思って見たんですけれども、落ちているのか、どうにかなっているのかなと思ってちょっと調べられなかったんですけれども、その点はどうなんでしょうか。例規集から見れなかったんですけれども、これまず条例の基ですので、お願いします。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 三島議員の質問にお答えします。まず、一番最初ですけれども、1 ページ目の対象表でございますよね。これにつきましては申し訳ございません。右側が改正前で左側改正後とよんでいただければと思います。申し訳ございません。

次に22 ページですけれども、第4条の中の31年度といたしますのは平成の年号でございます。申し訳ございません。

それともう一つ今言われましたこの続きの条文ということでございますか。その条例で見当たらなかったと言われました。申し訳ございません。ちょっとそれがわからなくてわたしが。

[「あの2項もない。例規集ですよ。」と呼ぶものあり]

○住民課長（清水 香代子君） あのちょっと今例規集は持ってあがっておりませんので、後ほど調べさせていただきます。回答させていただければと思います。

[「ちょっと、それっておかしくないですか。例規ですのに例規集がないけん見れないけんというのは、条例改正の対象にはならないと思いますが。」と呼ぶものあり]

○議長（橋井 満義君） 暫時休憩します。

午前10時42分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（橋井 満義君） 再開いたします。

三島議員に対する答弁、清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 申し訳ありませんでした。そういたしますと、先ほどの分についてでありますけれども、この部分につきましては昨年の6月議会で専決をしていただきました条例改正に関する部分でして、附則の中で軽自動車税に係る経過措置の部分ですけれども、ここに

つきましては、4条につきましては2まででございます。以上です。

○議長（橋井 満義君） はい、三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 手間を取らせました。先ほどちょっとお話しをした中で、平成は付けないという話があったんですけどもそれは課長さんどういうふうにお考えでしょうね。それともう一つ、質問の回数が減ってきますので、34条で法人税率が下がりますね。3.7パーセントですか、下がっていくようになってはいますけれども、このことについて今後日吉津村の法人税のあり方についてどうお考えになっているかということをお伺いしたいです。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 三島議員の質問にお答えいたします。法人税率の引き下げについてですけども、まずあの、法人税の引き下げにつきましては消費税率が上がった時にこういうかたちで下がるということの前提がございまして、この度は消費税の増税が延期になっておりますので、実際に税率が変わるのはもっと後からになりますけれども、この部分については一応下がった税率の分は、今度、国の方での法人地方税というような名前のかたちで国がお金を集めて、それが今度は交付税でおりにくるというような違うやり方で、お金の方は入ってくるとは考えておりますけれども、それが税率が下った分が全部入ってくるかっていうと、それにつきましてはまだ具体的な計算といえますか、試算等まではいたしておりません。以上です。

[「その平成ってつけるのは。」と呼ぶものあり]

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 申し訳ありません。三島議員さんに訂正をさせていただきます。あの、先ほどの年号につきましては、平成は付けずに31年という言い方でさせていただきます。申し訳ありませんでした。

○議長（橋井 満義君） はい、ほかありませんか。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 8番、井藤です。先般、その専決で上がった時に、あるいはもうすでにわかつたことかも知れませんが、ちょっとわたしあまりよく覚えていませんので、1点だけ質問させていただきます。12ページをちょっと見ていただきたいと思います。第89条の関係ですけども、右側に軽自動車税の減免ということであって、左側の今度改正の部分では種別割の減免ということでもあります。これは表現が変わった理由、あるいは意味も変わってくるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それでもし、先回たぶん変わっているんだったら、種別割減免ということで右も左もなるんじゃないかと思えますけれども、今回が変わった内容となっていますので、その点ちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 井藤議員さんの質問にお答えいたします。まず、89条の種別割という言葉につきましては、去年の条例改正の時にも説明をさせていただいたんですけれども、今まで軽自動車税ということで1台いくらという金額の税率を上げておったものが、これに加えて環境性能割というような新しい税率も一部できるということでの整理と申しますか、文言の整理ということでさせていただいておりますし、ここで軽自動車税という言葉ではなくて、種別割ではないかということなんですけれども、この度の条例で第1条の所に上げておりますけれども、上から6行目になりますけれども、第85条及び87条から第91条までの改正規制等につきましていったん削るというようなことで但し書きをさせていただいての条例改正となっておりますので、ここでは前の段階の軽自動車税という言葉での表現といたしております。以上です。

○議長（橋井 満義君） ほか、ありませんか。

ほかにないようですので、質疑を終わります。

日程第15 議案第16号

○議長（橋井 満義君） 日程第15、議案第16号日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

はい、江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 6番、江田です。この改正なんですけれども、均等割りや平等割が3,000円ずつとか上がっていますけれども、非常に均等割を上げるというのは低所得者にとっては厳しいものがあります。そこで7割、5割、2割減免がどれくらいに予測されているのか、そういった数字出しておられますでしょうか。

○議長（橋井 満義君） はい、清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 江田議員の質問にお答えいたします。あの、ご承知のように国民健康保険税につきましては、毎年税率等改正させていただいております。皆様のご負担についても十分たいへんということも承知しておりますけれども、国民健康保険税の会計を運営する

上では重要な部分だと思いますし、それと今お尋ねのありました 7 割、5 割、2 割の軽減世帯、人数等につきましては、実際今、まだ所得の確定申告期間中ですので実際の数字というのが把握できておりません。

これから皆さんの所得状況を集計して、7 月 1 日の本算定でということになってまいりますので、具体的な世帯数ですとか人数等については今のところは把握をしておりません。

○議長（橋井 満義君） はい、清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 江田議員さんのご質問についてですけれども、たしかにこれから所得の確定をさしての保険税の算定になりますので、新しい年度ではわかりませんが、今手元にございますのが、医療給付分についてのみですけれども報告をさせていただきます。

7 割の軽減のかかっておられる世帯数といたしましては、一般被保険者の方で 140 世帯、退職世帯で 4 世帯でございます。今言いましたのは均等割のかかっておられる世帯、あの人数ですので一般で 140 人、退職被保険者の方で 4 人でございます。

次に 7 割の世帯割でございますけれども、一般の世帯で 103 世帯と退職は 4 世帯でございます。

次に 5 割の軽減ですけれども、まず被保険者均等割の部分ですけれども、これでいきますと一般が 134 人、退職が 6 人でございます。

次に世帯数の平等割ですけれども、一般の世帯で 68 世帯と退職の 2 世帯でございます。

次に 2 割の軽減ですけれども、均等割、あの、人数ですけれども、まず一般の被保険者の方が 84 名、退職の方が 7 名でございます。

次に世帯数、平等割になりますけれども、一般の世帯で 41、退職世帯で 2 世帯でございます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） 8 番井藤です。2、3 質問させていただきます。まずあの、さきほどから話に出ておりますように、所得割額それから均等割額、世帯別平等割額ですか、こういうようなもろもろの、そのいわゆるアップの部分がね、各基準の所に出て来るわけですけれども、だいたいマックスでどれくらいの金額のアップになりますでしょうか。おおまかな金額で結構ですけれども、もしわかれば教えていただきたいと思います。

また、その影響が出てくるんじゃないかと思いますが、その後減免措置の関係で、今、細かい数字いただきましたけれども、これはやっぱりプラスになる、このあたりがですね、プラスになるとみておられるんでしょうか。それからやはり、そういうことであればたとえばこの減

免等についてもしっかり把握しながら対応していく必要が出てくるんでしょうか。

以上3点ちょっとお聞きしたいと思います。わかる範囲内で結構でございます。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 井藤議員の質問にお答えいたします。最大でどれくらい上がるかということですが、ちょっと、これについては具体的な金額。

「はっきり言え一へんかや。そのこと言わな答弁にならんわい。予算しちょうだで。」と呼ぶものあり]

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） はい、申し訳ありません。予算の段階ですと概ね8パーセントを引き上げをさせてもらっています。保険税全体でございます。

次に傾向としては、先ほど言いました軽減の世帯数や被保険者数が増えるかということですが、傾向としては減ることはないのではないかとこの所で考えております。

で、対策はということでのお尋ねにしましては、これにつきましても軽減世帯の方に対しましてのその税収の入って来ない部分というのは基盤安定というようなことで、国や県からの繰入れ等での補てんがございますので、そこでの、全額ではないですけれども補っていくというかたちでおります。以上です。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

山路議員。

○議員（7番 山路 有君） 7番、山路です。長年国保のこの運営協議会の委員をしておりまして、この議会に臨むにあたって非常にこの税制改正されてですね、悩むところですが、6人の運営協議会の委員さんがおられてですね、すべての議員さんがいろいろこの税率、4方式のアップについて悩まれて、ただそう言いながらもここ28年度は一月に3,000万費用額、これまでになかったような数字の3,000万、3,500万の数字が出るという、なんていいますか、わたしも長年やっている中では経験したことのない状況を今踏んでいるというところです。

でですね、そのあたりから一つ質問したいですけれども、28年度の税率でですね、そのままの税率で走った場合に一般と退職者合わせたものが実質、406円ですが、一般だけを見ると二千七、八〇〇円下がってくるという状況があると、今言われたようにまだ確定していないんで言えない部分もあると思うんですけれども、同じ税率で28年の同じ税率の29年度走ったとしても収入が下ってくるという状況は、これは所得の下がってくるのか、試算の部分、わたしは多分

所得が下って来るんじゃないかなというような気はしておりますけれども、まずこの部分をお聞きしたい。

それから2点目が、28年度が現状では約一般会計ルール外を4,900万ぐらい投入するんですけども、29年度の途中はいつたら、皆さんもご存じのように平成30年から県一本化になるということになれば、今のところ激変緩和措置もないということになると、そこで村長にお伺いしたいんですけども、このラインでルール外どの辺で走っていかれるのかなというところ、今なかなか即答しかねる部分もあると思いますけれども、ただですね、そのあたりをある程度明確にしないとわたしの一番心配するのは、つまりは実質なかなか支払われない方、こういう方が多くなってくるとはならないかなという心配をするわけですけども、このあたり少しお聞きしたいというふうに思います。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） えっとですね、今都道府県化の検討が、いわゆる標準保険料を示すよということでは、28年の年末に示すという方向でありましたけれども、今だ県は示されていないという状況の中で、ある程度概算的なものを見ると3割や4割や保険料が上がってくるのではないかなという気がしております。ただ、いきなりそういうことにできませんので、激変緩和をどうするかということで、県が首長を集めた会議でその発言をして、激変緩和がないと到底耐えられないよということをも申し上げております。政府は激変緩和の措置をしなければならないだろうなあという所までのまだ判断であります。そういう判断ですけども、わたしは激変緩和措置をしないと、国の方向が絶対的にいけんという話は別にして、そういうことをされると保険料しか上げるところがありませんので、激変緩和をして行かなければならないというふうに思っております。で、マイナスの走った分は、たとえば5年でやるということになると5年間で調整せないけん、5年かけて激変緩和してやっともとに追いついて、さらにま5年でそのマイナスを戻すというような格好にするのか、それを5年に縮めるのかというようなことをしていかと、被保険者の皆さんが大変だろうなというふうに思っています。

その一般財源をどほどつぎ込むかということでもありますけれども、今一般の被保険者の保険料をいただいたほど同額を一般財源をつぎ込むような状況ですので、ご案内のように28年度は月あたりの医療費が2,000万平均から2,500万に上がってしまったというその医療の給付が進んでいますので、どこがその限界、いわゆるその一般会計の繰入れの限界なのかということでは申し上げにくいですが、自治体としては県がどう言われようと、ある程度激変緩和措置はして

行かなければならないと今の段階では思っています。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7 番 山路 有君） 7 番、山路です。もうひとつ、住民課長。あの、同率の税率で行った場合に、入が下ってくということ、29 年度ね。そのあたりはどうなんですか。所得がさがってくるのか。試算の部分で。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 山路議員の質問にお答えいたします。お尋ねの税、据え置きにした時ということですが、一般被保険者でいけば所得金額かなというところですし、退職被保険者の方については、現時点での見込みとまた 7 月以降の人数というのが非常に変わってくる部分もございますので、一般被保険者の方と退職被保険者の方でそれぞれの傾向というのがございます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7 番 山路 有君） 7 番、山路です。ありがとうございます。まだあの、前年度所得のそのあたりがまだ明確にない中でこういう質問しますので、ただ、こうした予算書が出るかぎりはそのあたりも少しは、たしか去年は 27 年から 28 年に入る時には約 1 億近く、同じ据え置きでやっても、1 億近く下がるというようなたしか説明があったと思うんですけども、その下がる理由は株取引の損益だというような説明を確かいただいたように思っておりますけれども、まあまあそのあたりでも、わたしは多分に所得がやっぱり下がって来るんで、同じ据え置きでも下がってくるのかなというふうには理解をしております。総資産でとやかくというのは関係しないんじゃないかなと、一番大きなのはやはり所得が下ってくるというところだというふうには理解をしております。

それですね、今回この税制改正をしてですね、結果、一般と退職者平均すると 10 万 9,252 円から 11 万 7,774 円、約 8,400 くらいですかね、1 人当たりの調定額、上がってくるという計算式になると思うんですけども、このあたり見た時に先ほども少し述べましたけれども、いつも私考えるのは常に考えるのは何かというと、さあ、滞納なんていうのはどういう考え、常に立つわたしそういう物事で、保険者である村長にも述べてますけれども、ただ、あげるだけでは脳がないよいつも申し上げてますけれども、たとえば 4 人家族の被保険者であった場合は単純に 8,000 円かける 4、3 万 4、5,000 円上がってくるという計算になると思うんですけども、このあたりの考えはどう思っておられますでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） はいあの、いわゆる国民健康保険の構造的な問題をこの前一般質問でもお答えしたと思います。非常に後期高齢者の負担金と介護保険の納付金が高くなっています。たとえば一般被保険者から7,000万の保険料をいただきますけれども、後期高齢と介護保険の支援金をあわせると6,000万からになります。6,000万を超えていると思います。で、あと1,000万で医療給付を対応するののかということ非常に難しいということがあって、上げさせていただくことになるんですけども、上げる前提としてはじゃあ、極端にうちげが安いわけではありません。30年度も見据えた都道府県間をみず据えたところをいくと一定の引き上げはやむをえないという判断で今回提案をさせていただいておるところであります。以上です。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

ほかにないようですので質疑を終わります。

日程第16 議案第17号

○議長（橋井 満義君） 日程第16、議案第17号日吉津村特別医療費助成条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います、質疑はありますか。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 8番、井藤です。一点質問させていただきます。訪問看護ステーションという言葉がここに出てきますけれども、これはどこに設置になるのでしょうか。

内容的に見るとそれこそ第2の外来給付該当するような内容になつとるんじゃないかなという気がしますけれども、また、これはたとえば終日対応というようなことになるのでしょうか。24時間対応というようなことになるのでしょうか。このあたりの運用等について教えていただきたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 井藤議員の質問にお答えします。訪問看護ステーションというのは新たに新設するものではございませんで、今ある訪問看護ステーションというのが各場所にあるんですけども、日吉津村にはないんですけども、そこで訪問看護というものをされたのが今回の対象になるということで、とくに今回新設、そういう場所を新設するとかということではございません。

それからちょっと補足で説明をさせていただきますと、特別医療の対象になりますのが別表ということで書いてますけれども、1号から6号までが対象になります。それで1号というのが身障、2号が知的、3号というのが精神ということでなっております。それでこの三つについては、すでに訪問看護も対象になっていたんですけれども、今回あらたに追加されましたのが4号から6号の特定疾病、1人親、小児とこの4号から6号の対象の方が訪問看護を受けた場合の給付費も特別医療の対象にしましょうということです。よろしくお願いいたします。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） それでまあ、あらたに設置するものではないということですが、従来どおりのこれにたとえば連絡をとったら、それにあたってもらえるような医療施設になるかどうか知りませんが、そういうのはあるのでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。まああの近隣ですと、南部町、大山町それから米子市でいえば淀江とか、いろいろ訪問看護ステーションございます。

それで今回のいうところであれば、訪問看護は医師がそれが必要だと認めたものということになっておりますので、その指示があればその訪問看護ステーションは派遣というか、在宅の方に支援をしていただくこととなりますので、それはその都度24時間でも対応ということになると思います。以上でございます。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

ほかにないようですので、質疑を終わります。

日程第17 議案第18号

○議長（橋井 満義君） 日程第17、議案第18号日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

井藤議員。

○議員（8番 井藤 稔君） 8番井藤です。1点伺わしていただきたいと思います。この条例は29年の4月1日から施行になったということでその後ずっと続いておるんですけれども、10年になりますかね、ちょうど、この効果って言ったらおかしいかも知れませんが、まああの税で集めるべきかあるいは、今、すいません。先ほどのいわゆる特例措置、これになるわけです

けれども、同じような特例の現在のむしろ逆に言えば現在のも 10 年も続きゃあそのままの料金にしてしまったら、10 割カットというようなことを言わずにですね。そうした方がたとえば施設改善とかですね。

今もう特別会計見てますとずいぶん浄化の効果が出てきて、汚泥なんかの処理量も減ってきたというようないい面も出てきておりますので、あるいはこのあたり、このままいわゆる特例料金として引き続きやっていくのが本当にいいかどうかということもあろうかと思えますけれども、今後の方針も含めてそのあたりどのように考えておられるかをお聞きしたいと思えます。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） あの、いわゆるその特別会計をする際に一般会計からの持ち出しもありますけれども、歳出全体に対する借入金状況、いわゆるウェート、それから利用料のウェートそれぞれで一定の判断をするということがあります。施政方針でも申し上げたような気がしますが、けれども、すでに 2 町 1 村でやっています移動脱水車が、これが 10 年以上経過をしていますので、去年までは、27 年度までは下水道処理場の長寿命というやつを 5 年間かけてやりましたけれども、どちらかと言えば借入金は平準化をしてあまり変わっていないということではありますが、今度は 29 年度には 30 年度からの改正に向けて、3 年のいっぺんの下水道使用料を改正する時期にきていますので、29 年に最終的に判断をしますけれども、ただ、設備投資の計画もしておかなければ、いわゆる更新というその状況を、判断をしておかなければならないと。それで更新すればなんぼかかるのかというふうなことで、下水道使用料の判断をしていく必要があるというふうに思っております。ですので、今年ではないと来年はそういう話、29 年度中には議論をして行かなければならないというふうに思っています。以上です。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

ほかにないようですので、質疑を終わります。

日程第 18 議案第 19 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 18、議案第 19 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 8 回）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。なお、質疑については歳入歳出一括で行いますのでよろしくお願いをいたします。質疑はありますか。

景山議員。

○議員（2 番景山 重信君） 2 番、景山です。わずかなチューリップのことなんですけれども、委託料ということで 38 万のマイナス補正ということになっております。

基本的な考えとして、村の花チューリップを守るためにということで 38 万のマイナス補正のことについてちょっと質問させてもらいたいと思います。村の花を守るためにということで、1 年間全部で 190 万しか使っていないんですけれども、何が一番問題だと思われるでしょうかなと思って、わたしは担い手といっしょなことで、チューリップを作ってやるという元気のある方がおらんけんだと思うんですけれども、そのためにどうしたらいいかなと思って今いろいろ考えておるんです。それで担い手を探すということという努力はこの 1 年はなさったもんかなあということを書いてみたいと、それから 28 年度、今年に導入された品種、球根の品種と数量というものを教えてやって下さい。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 景山議員の質問にお答えいたします。まず、委託の関係ですけれども、当初 5 戸の方に予定しておりましたけれども、最終的に 4 戸の方ということでこの部分が減額になっております。

また、球根の方も若干数量が当初よりも減っております。品種につきましてはちょっと後ほど益田の方がお答えいたしたいと思います。まああの担い手ということでありますけれども、一番来年度予算にも関係しますけれども、いかにどういうことで困っておられるかということでありまして、機械がなくなっているというようなところもありますし、その部分をどういうふうに手当てしたらよいか、また作業場とかそういうものもだんだん物を置く場所もなくなってきておるということで、なかなか新たに作業場の広い家がないのではないかとそういう部分の対応を考えていかないといけないというふうに考えております。

それからどうしても球根を作ってもなかなか歩留りといいますか腐ってしまったりとかいうところが多いということで、その部分がなかなか収入の方のアップにつながらないということがありますけれども、委託費とか球根の種類とかそういうものを考えながら、何とか維持をして行くというところでありまして、声かけ等は引き続きやっていきたいと思っております。品種の方につきましては、後ほど答えさせていただきたいと思っております。今調べております。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2 番 景山 重信君） なんか、今話聞きますと維持管理というのはちょっとさみしいような状態です。そういう消極的なところではちょっと維持ができないと思っておりますけれども、つぎ

に1反あたり球根は2万から3万ということで植え込みするわけですが、まあ7万5,000球購入してあればほとんど、要するに全部3万として6万ですので、全部使ってしまうという感じにらなっておるんです。要するに翌年度に繰り越す球根がない状態だないかなあとは思っております。ということは28年は7万5,000球、29年は5万400球というこういう格好で購入が予定されておるんです。ご存じのように導入した球根ということだないと翌年繰り越す球根はちょっと違った花が咲きますので、バイラスというのがついて、だけんエア便で送ってもらった球根を植えて、まあ変な話、入園料など取るとか、何かそういう具合にして管理する方法ができないもんかなと思っております。

わたしのちょっと思っておるところですけれども、今の状態ですと、今のなんていいですか、球根を収穫した後の作業的な管理、まあそれが根取りというのがなくなれば、ようするに耕うん4へんぐらいして、植え付けをして、みぞ上げ、消毒これだけということになれば4人5人という格好でなくてもまんだ受託というか作ってやるという人がよけい出てくりゃあせんかなあとは思っております。だけん全部7万5,000球、5万400球という格好の購入になるんですけれども、そういう全部購入するような恰好にして現実にそうしてあるような状態ですので、全部収穫はしないで、村民の方になんとか分けてあげるというような方法というのを選ばれば、今の状態でいくと28年が5畝で22万、委託料っていうですか、それから29年が25万ということになっておりますので、こういうすがたになればわたしでもできますよという方が収穫後の寝取りということがなければ、できますという方が出て来られるかも知らんと思うんですけれども、その辺でなんかぜひ受託者を増やしてほしいという思いがあるもので、村の花チューリップを守ってほしいということでどう思われるかなと思っておりますので返事をお願いします。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 景山議員の質問にお答えいたします。今年度も、来年度に向かった作業ということで、まずはそういう機械の部分のなくなってきている部分で、その部分をどういう手当するかということでいままでは22万だったものは来年度は25万ということで一応計画してもらって、その部分をなんとか援助しようということで考えております。そういう部分でいろんな方法もあると思いますので、しっかり考えてその抜き取りにしまうのか、そういう形でいくのかということとはまた来年度30年度に向かって考えていきたいと思っております。一応なんとなくそういう提案もしていることはしているんですけれども、実際人の配置とかそういう部分をどうするかという部分のところは具体的になっていませんのでそういう部分も含めて

検討したいと思っております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2 番 景山 重信君） なんかちょっとさびしいような答弁でして、わたしもっと、農家の人も含めて、当初の時にも話そうと思ったんですけども、40 年以來もうずっと、地球温暖化ということで、球根が増殖しないということが農家の人も村民の人もわかっておられますので、その辺を含めればもっとなんとか根本的な方法で解決されれば、現実に球根は 28 年が 7 万 5,000、来年が 5 万 400 球ということですので、送りの球根というのはないわけですか今、最初の質問だったんですけども、送りの球根がないということの状態だとわたしは思っておりますけれども、なんとかもっと行政の方で村の花という解釈をするならば、頑張ってもらいたいと思っております。努力せといっても努力ができません部分がありますので、ということで、もうちょっとくわしく願います。

○議長（橋井 満義君） 村長。

〔その前に導入品種〕と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） ちょっと、その前に導入品種。

○議長（橋井 満義君） 益田参事、チューリップの種別について。

○建設産業課参事（益田 英則君） 景山議員のご質問にお答えいたします。今年度導入しました新品種ですけれども、オックスフォード、シュガーラブ、ストロングゴールドという 3 品種ございます。色は赤、ピンク、黄色ということで、いずれも大きさが 11 センチで球数が 7,200 球ということでトータル 2 万 1,600 球を導入しております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 今、入れたのが、導入したのが 2 万 1,600 ということで答えましたので、景山議員からの話からすると、1 反に 7 万球いると、7 万 5,000 球いるということになると残りの持ち越しが 5 万球来ておるという計算になります。最低来年 5 万球入れるということになると 2 万 1,000 入れたやつから考えると 3 万球残ってきたということで。金額的には大きな金額になりますので、じゃあ全部気持ちの上ではおっしゃるように、村の花なので委託栽培でその球根は持ち越しもしないと、そこに責任を持ってもらわないということでやってしまったらというお話しでございますけれども、それでも 3 万球のものを今持ち続けていただいておりますと、繰り返し繰り返しになってますけれども、もち続けていただいておりますということで、完全に村の花として

残すということになると、どこかの時点で全面委託ということにしてしまえば、全部その年で球根がなくなるということにしてしまえば、最悪はそういうことになるのかなあと思っていますが、今の段階では3万も残っておればやっぱり作っていただく人をお願いせないけんあということや、機械がないということになるとこれは致命的な話になりますので、ここをどうやっていくのかということではまた考えていかないけんあというふうに思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 景山議員。

○議員（2番景山 重信君） わかりました。ただ、今の28年、今年度でいくと22万掛ける5の予算が取ってあるし、16円という球根の1球で7万5,000ということで120万取ってあったと思います。230万になっておると思います。

ただ、4人分が、4人でということですので、この辺で22万と、球根というのは16円、全部で七三2万2,000ということで、球根というのは16円ということでないわけですか。30円もするような球根だったですか。35円ぐらいするような球根だったのでしょうか。それだけ、お答え下さい。

○議長（橋井 満義君） 益田参事。

○建設産業課参事（益田 英則君） 景山議員の質問にお答えいたします。単価的に言いますと一番安いやつで21円、一番高いやつですと24.4円ということで税抜価格でございます。

○議長（橋井 満義君） ほか、ありませんか。

松田議員。

○議員（9番 松田 悦郎君） 9番、松田です。何点か教えていただきたいと思いますが、最初に14ページですね、財産管理についての用地購入費でマイナス1億なんぼが書いてありますが、これ歳入の村債でも先行取得ということで、1億なんぼが合わせて書いてあります。

これは土地開発公社の関連と思うんですけども、これは前回の全協の場で聞いたと思うんですけども、ちょっと再度説明をお願いをしたいなということです。

それからこの企画費、うなばら荘の補助金の3,000万についてですが、これ、実はどうしても聞いておきたいと思うんですが、その原因と対策についてちょっとお聞きしたいと思います。それから、うなばら荘の関係で、今年8月から10月にかけて浴槽の改修工事が行われると聞いていますが、この改修工事の間は現在ある風呂場はまったくつぶしてやるのか、それとも違う所に小さいながらも浴槽を作るだとかそういうことはどうなんでしょうか。

それから16ページですね、高齢者クラブ活動支援補助金過年度還付金1万1,000円について

説明をお願いしたいなと思います。

それから 17 ページの保育所の嘱託職員の報酬でマイナス 330 万ありますが、これはなんか募集者がなかったということなんです、ないでは困るということなんで、まあ今後どういうことを考えておられるのか、例えば報酬上げるなのかどうかかわからんですけれども、今後どのように考えておられますかちょっとお聞きしたいと思います。

それからですね、22 ページの消防費で消火用ホースがマイナス 30 万ありますが、これについて説明をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 松田議員のご質問にお答えいたします。最初の用地管理ということで、用地購入費ですけれども、提案理由等でも説明しましたけれども、28 年度中に予定しておりました購入を 29 年度の方に移行しました。それと 29 年度予定していたものを 28 年度で行うという組み換えを行いましたので、その分の差額を減額するものであります。同じく、起債を借りて行うものでしたので、起債についても減額ということであります。

それからうなばら荘につきましては、ご説明したように 9 月の天候不良、その前に 2 月の食中毒の影響がありまして、それが尾をひいたということもあります。それから 10 月の地震、それから 1 月 2 月の大雪が影響しておりまして、大きな損益が出るということで、年度で考えますと約 2,400 万、昨年度の繰越し 600 万をたして 3,000 万という補てんをお願いしたいということになります。

それから 8 月 21 日から 10 月にかけての 50 日間ですけれども、これは全館閉館ということで改修を行いますので、そのかわりに風呂を作るということではなくて、全館閉館ということで 50 日間は閉館となりますのでご理解をお願いしたいという具合に思います。

対策につきましては、2 月 1 日から弓ヶ浜荘が指定を受けていたものを、うなばら荘の方に指定を変えていただいて許可になりましたので、現在も利用をさせていただいております。4 月以降特に会議をしていただいたり、その中で利用していただくということを見込んでおりまして、一応あの弓ヶ浜荘での売り上げの約 2 割程度ですかね、それぐらいを見込んで新年度はかかっているかという具合に考えております。

あと、災害対策費の消防ですけれども、これについては見積りをした中で、見積もり入札とした中で差金が出ましたので、その差額分を減額するものであります。以上です。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 松田議員のご質問にお答えいたします。高齢者クラブ活動支援補助金過年度還付金1万1,000円は何かということですが、これは老人クラブの活動促進事業でございまして、いきいき高齢者クラブ活動支援補助金過年度還付金というものでございます。この24年度の補助金が29年の3月に確定するものでございまして、その確定額による還付金ということにございます。

それからもう一点の保育所の問題ですが、まあ大きな減額補正をさせていただいております。これはご指摘のとおり募集したけれども応募がなかったということでその分を減額させていただくものですが、やはりこのままでまるといいとは考えておりませんで、先ほど総務課長の答弁にもありましたけれども、29年度において報酬をどうしていくのかとか、賃金をどうしていくのか、そのあたりを検討してやはり来ていただけるようなある程度基礎を作っていくかなかなか日吉津村に手をあげていただけないんじゃないかということで、非常に危機感を持って考えております。以上です。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） わたくしも何点か質問させていただきます。はじめに歳入ですが、法人税がまたこのたび780万減額になっております。これまあ説明の時に法人税の減によるものだったということがありました。会社のいろいろ決算期が違うのでそれによって行うということでしたけれども、これ何社このあれに該当があったんでしょうか。

それとですね14ページ、先ほどありました企画のところですが、14ページの地方創生推進会議の委員報酬というのが7万2,000円減額になっています。これは当初9万計上されておったと思います。これ会議が開かれなかったのかどうか。重点施策として取り上げられているのにどうしてこういうあれになったのかお聞きしたいと思います。

それと先ほどありましたうなばら福祉事業団についての3,000万円の補助金ですが、28年度債務負担行為はしておりますが、その中で昨年1,800万入っております。その時の説明が2年分の消費税という説明がありました。それがまた今回そういうふうな説明があったと記憶しております。なんでそういうことになったのかということをお伺いしたいと思います。昨年きちんと整理がされておらないといけんということを思いますので、消費税の支払いについては期限が定められておまして、うなばら荘の場合は3月に締めると5月末までに申告をしないといけません。法人税の場合は延期が認められておりますけれども、消費税は延期が認められており

ません。それが過ぎると延滞金がかかってくると思っております。そういうことも考えてそれをされたのかということ、消費税は販売をした時にいただいておりますので、その金額はどこにいつもいったのかということがありますよね。そういうことをお聞きしたいと思います。

それから 15 ページですけれども、社会福祉総務費において旅費が 30 万ちょっと減額されております。当初では 47 万 1,000 円計上されておりました、65 パーセントからの減額になっております。研修をしなかったのか、どういうあれで組まれておったのかということをお聞きしたいと思っております。

16 ページです。老人福祉費で報償費が 56 万 3,000 円の減額となっております。これは敬老会記念品等ということですが、44 パーセント近くも減額になる。それは安いものを出したということなんですか。どういう意味なのかそれお伺いしたいと思います。

18 ページです。保険事業費で委託料がまた今回補正がされておりますけれども、先日も補正がありました。その時にこういうことは考えられなかったのかということかありますね。その時に委託料が上がってきましたということがありましたけれども、重点施策として取り組んでいる事業については、もう少し気を入れて検討していただかないといけないんじゃないかということを感じております。この点をお願いいたします。

ごめんなさい。続いてたくさんありますけれども、21 ページに道路維持費で村道橋梁点検補修委託料で 500 万からが減額となっております。これは説明の時に国庫補助金の額を満たさなかったという説明がございました。それはどういう意味なのかということが知りたいです。せっかくこう経常しておいて、その事業が認められなかったのかどうなのかということですね。その点をお願いいたします。

それと 22 ページですが、非常備消防費で備品購入費が 30 万減額となっております。これは説明では、消火用ホースということが書いてありますけれども、これは当初で 30 万も計上されておられません。7 万 5,000 円、わたしの見方が違えばあれですけれども、消防の活動の備品としては 130 万近くが上がっておりますが、これはどういう意味なんですか。

23 ページの教育振興費です。賃金で 69 万 1,000 円が減額されております。新規事業として 80 万が計上されておりました。これは小学校の児童の体力向上を目指して新規事業として取り上げていくということだったんですけれども、これはどういうふうになったんですか。

公民館費です。25 ページの報酬、ここも 13 万 5,000 円計上されておりますが 9 万円が減額となっております。これをみて見ますと、審議会 3 回の計画が 1 回しか開かれなかったということか

なというふうにとっておりました、拠点の場として動いていくんだという中から、どういうこと
でこういう結果になったのかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

すみません。まだ、ありました。はじめに帰っていただきまして、5 ページです。繰越明許費、
これはあのまあ補正予算で出されて、28 年度に契約を結んで 29 年度に事業を行っていくという
説明でしたけれども、3 月 20 日くらいまでに契約を結びますということでしたが今どういう状況
になっておるかということをお伺ひいたします。

それと下の債務負担行為についてですけれども、ちょっとこれが来年度にもかかってくること
でして、うなばら荘の補てんする額についてですが、毎回のように申し上げておりますけれども、
限度額を入れない補てん額を定めることにはちょっと抵抗があります。住民の皆さんからもう
いうことを多々きのうもいただきまして、よう考えてごしないよってことがあったんですけれど
も、29 年度のうなばら荘の事業計画も、予算額も提示されておられません。説明を受けておりませ
ん。ただ、質問があった中でこういうふうにやっていきますということは受けますが、それを出
していただいて良く説明をしていただかないとここのところは納得がいかない部分だと思ってお
ります。財源として、一般財源が減ってくる中でここのね、今回も 3,000 万をどうして出すかっ
てことや、来年が必ずその経営が安定してっていうか、黒字に帰っていくという計画書というの
んを、提示をしていただかないと住民の皆さんには説明がつかないんじゃないかというふうにし
っております。現在までに、5,6 年補てんしてきたと思っております。その総額はいくら出てお
りますでしょうか。その点をよろしくお願ひします。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 三島議員さんのご質問にお答えいたします。まず、法人税の方の、
法人割額の方がまたこの度減額をさせていただくわけですけれども、何社程度がそういった該当
になるかということですが、ここの補正につきましては 1 月末までの歳入の金額と、後昨
年度の 2 月、3 月の見込みでの金額を出しております、具体的に会社数がいくらというような
ことではしておりませんでしたので、ちょっと会社の数というのがお答えできません。

つづきまして、老人福祉費の報償費の中で敬老会等の記念品ということで 56 万 3,000 円という
ことですが、まあ、人数の変更によるものですが、具体的にあのもう一度確認をさ
せていただいて、後ほど調べたものを回答させていただきたいと思ひます。申し訳ありません。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。まず最初の社会福祉総

務費の旅費 30 万 5,000 円の減額でございますけれども、これは全国の市町村の首長さんで組織された福祉自治体ユニットというのがございます。これは首長さんがメンバーで会議はだいたい上京されて行われるんですけれども、こちらに対して随行ですとか、職員が勉強に行った方がいいというような機会がありますので、そのために旅費を組ませていただいております。結果、その回数が少なかった、職員分が少なかったということで減額をさせていただいております。それが 20 万、残りの 10 万といたしますのは、本村に相談支援員さんという生活困窮の支援員さんがいらっしゃるんですが、こちらが資格取得のために本年度は東京と大阪で 2 回の研修を受けなければいけませんでした。そのためなんですけれども、1 回体調不良のために欠席をされて、そこが 10 万ほど減額になって、合計 30 万ほどの減額をさせていただいております。

それからもう一点ですが、各種健診委託料でございます。270 万という大きな減額をさせていただいております。しかも、1 月補正で 100 万ということでもさせていただいているというのにかかわらずということで、本当にこれは見込みがあまかったということでおことわりをするしかないかと思っております。原因としましては、1 月の時も説明しましたけれども、人間ドックそれから後期高齢の健診において、胃がん健診の部分がわかれてしたために単価がアップになった。それを当初に見込んでいなかった。そこが一番大きな原因でございます。

あとまあ、わずかでありましてけれども、受診者の方が増えていただいたということ。これはうれしいことではありますけれども、やはり 1 月の段階でも補正したものを、またこの段階で高額な補正ということは積算があまかったということはあるので、今後正確な額がつかめるように努めていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。ひとつは 14 ページの地方創生の推進会議の委員ですけれども、一応予定したものを一回 8 月 2 日に推進委員会というところで開催をしまして、開催しましたがその残額ということで減額するものであります。一回も開いてないということではなくて評価のための推進会議を開いております。

それからうなばら荘ですけれども、平成 27 年度に消費税分ということで支払ったために、それが繰越損失ということで 600 万程度のものでしたということでありまして、基本的には貸借対当表の未払消費税というところに現年度分は載って、5 月末までに支払うということになっております。ただ、この五百何万の消費税については、本来払わないといけないものが払わなくていいという解釈の中で遅れたということ、繰越損失ということで上がってきたものであります。

それから債務負担については、毎年一応、補てん額がどのようになるか見込みがたちませんが、限度額のない補てんということで上げさせていただいております。まあ今までやってきた総額というふうなことですけれども、今ちょっと総額を調べておりませんので後ほど確認をして提供をさせていただきたいという具合に思います。

それから 22 ページの備品購入費ということで、災害対策備品購入ということですが、これは家庭用の火災報知器が、10 年経過ということで交換予定をしておりましたけれども、一応資料が出てきて 30 年までということがあったので、減額をして新年度であらたに予算を組ませていただいて、10 年経過ということを確認して交換をするものでありますので、その報知器の金額を減額ということになります。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 三島議員の質問にお答えいたします。当初 28 年度道路の橋梁点検、そういうものに国の方に要望しておりました額につきまして、当初は半分程度しか国の予算が付かなかつたと、また、補正対応もいたしましたけれども結果的に 75 パーセントしか国の予算が付かなかつたために、この部分に補助事業関係分の費用を減額いたしまして、この分につきましては 29 年度に引き続き行うという形で、補助事業の関係でこのように減額させていただきました。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松尾教育課長。

○教育課長（松尾 達志君） 三島議員のご質問にお答えいたします。まず、23 ページ賃金の減額、運動指導員の賃金ということで、小学生の体力向上を目的にして予算を組ませていただきました。体幹に関する指導であったり、陸上に対する指導であったりということで計画をしておまして、専門性のある方をお願いをするということで考えておりましたが、お願いをしたい方のお仕事上の都合がつかかなかつたり、代替の方を探しましたがなかなか都合がつかかなかつたというところで、最終的に運動指導の方としましては、と、それから陸上指導で最終的に 10 万 9,000 円の執行はしておりますけれども、後の金額につきましてはこの度 69 万 1,000 円減額をさせていただいたところでは、と、

で、こればかりではなくて、小学校の事業、休憩時間、小休憩等々でいろいろの対策も小学校の方で取らせておまして、まず体のバランスや柔軟性というところでいいますと、鉄棒やマット運動の充実をしておりますし、それから竹馬、ドッチビー等の遊具をそろえたり、ゴムボールを各クラスに入れて投げる能力というのが低いので、そういったことで子どもたちに各種

の運動を取り入れるようにしております。また行間マラソン、水、金の毎週、持久力の向上ということで行っております。

それから5ページです。第2表の繰越明許費の状況ということですが教育委員会の方の教育費、小学校費の方の3点でいいますと、設計、管理を発注しておりますすでに設計は終わっております。ただいまそれぞれの工事の現場説明を行って3月16日に入札予定ということで行っております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 多少答弁が漏れたのかなあという気がしております。まず、うなばら荘の消費税をいただいた分をどこにきたかということがあったような気がしておりますが、繰越損失をあげましたが、それは27年度分でここで1,800万補てんをしていただいたわけですが、本来その数字に入るべき数字であったと、清算をしてしまうということであると、それを経営の方に消費税がどこにきたかということでは、帳尻合わせの方にきたということでは繰越損失が続いておったということで、その整理ができていなかったということだと思っております。

それから29年度の予算提案でありますけれども、総務課長が申しあげましたように、皆さんにもお伝えをしておるわけですが、風呂の改修を8月の22日から10月の10日までかけてやるということでございますので、その間休業しなければならないということでもありますので、まだまだ、厳しさはあるということだと思っております。

経営改善計画は、事務方にそれを作るように提案を今指示をしておるところであります。風呂を直してやっとならなスタートにきているかなあ、風呂のこともこれまで従来の課題でいただいていたところでもありますので、やっとならな競争の土俵ができるかなあいうふうにと考えてますけれども、いかんせん売上をどこで見るかということでは、総務課長が申しあげましたけれども、弓ヶ浜荘の2割アップ程度を、概算的にはそんな見方ができるかなあということになります。

共済組合員の、いわゆる組合員が7,130人くらいおると思います。その扶養者が7,040人くらいおると思いますので、夫婦や子どもの関係がありますので、家族で来るということになると1万4,000人に対して利用券が交付される共済組合の事業があります。金額は2,000円と1,000円ということで違いますけれども、そういうことでもあります。それから米子市の互助会、いわゆる管理職も含めたもの、と倉吉市の互助会も指定施設に共済組合が動いた関係で、指定施設が動いた関係で米子市は以前からうなばら荘を指定施設に互助会としてやっていただいておりますし、

このたび倉吉市が指定施設に互助会がしてほしいということでもありますので、そのようなことを受けていきたいというふうに思いますし、従来のご利用、村内の利用を中心としたこれまでの利用の土台は変わるものではありませんので、今までの運営を土台にしながら次の方向を示して行きたいというふうに思います。

近い内にといいますかこのタイミングでということありますけれども、29年度の当然予算計画はたてなければなりませんので、どこかの時点でお示しができるのではないかとこのように思います。以上でございます。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） すみません。あの、時間が過ぎていきましたけれども、これだけはきりをつけといてと思いますので、ほかのはあれしといて債務負担行為ですけれども、うなばら荘の、先ほど村長からも説明はいただきましたが、わからないではないですけれども、その休業をされておる間4か月の間に何をされるかということですよ。その間にどれだけの経営改善に向けての動きをやっていくか、そこでどれだけ、全然入らないわけですから、それをどんなふうに挽回していくかということの計画も全然わかりません。

先ほど村長からは言葉ではいただきましたけれども、やはり書いたものでこういうふうに動いていくということの計画を出していただかないと、ここに出たものだけで認めていくということは難しいと思います。

それと西部広域行政管理組合との協定書を見ますと、翌年度の事業計画、予算については10月31日までに提出をして、管理組合からの許可を受けるというふうになっていると思いますね。そしたらもうそれが出されてるんじゃないかと思うんですよ。それを見せていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。なんらかの提示がないと、言葉でだけ聞いても動かないと思います。

まあ皆さん住民の方も大変関心があって、やめてしまうのはさみしいなという方もありますけれども、内容聞いてみればきびしいなと、ちゃんと専門家の人を入れてやっていけばいいがんと、それに資本として出していくならいいじゃないかと、そういうこともわたしはこれまで申し上げてきたと思っております。そこら辺も含めてですね、計画の中に入れていただけるかどうか、そのことをもう一度お願いします。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 月ごとの経営試算でいきますと9月は非常にきびしかったということがあ

ります。で、10、11、12は黒字に転換をして、この調子でいきてほしいなという思いはありました。その12月までの段階でマイナスが1,500ぐらいで収まるかなあという思いはありましたけれども、1月、2月それからさっきの繰越損失の考え方の違いがあつて、そこに至つたということで今日の金額に至つたということでもあります。

10月31日までに広域に出しておるのではないかということでもありますけれども、それはもう一度確認をしてみますけれども、10月の段階では非常に数字が上向いてきておりましたので、そんな予測をして出したであろうというふうにわたしは思っておりますので、今の状況とはまったく違う、で、この補正予算をしなければならぬという段階ではやっぱり、まったくこれまでとは違うのであらたな経営計画をたてなければならぬということは指示をしたところであります。

それから4カ月間休業の過ごし方ですけども、どうやっていくのかということではなかなか明確な答えがありませんけれども、少なくともなんぼそのなんていいますか、利用者を増やす改善なり、組合員としてお使いになられるその会員を増やしてみても内部的な対応はどうするのと、いわゆる接客はどうするのというような基本的なところのご意見もいただいておりますので、この4か月はそのわたしも含めて従業員がどんなかたちで、そのあらたな改善された施設を運営していくのかということが、ここに大きなポイントがあるのではないかというふうに思っております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） まあ消費税が3月までに払わないといけないのが5月の末になつたということですけども、会計については公認会計士さんをいれておるといことはお伺いしましたね。その人たちからは何もなかったんでしょうかね。そこら辺が不思議ですけども、これまでに払わないといけないよということがあつたのではないかとそういうことを感じます。

それから弓ヶ浜荘の現役さん、わたしたち退職者は該当にはなりませんでしたがけれども、でもあそこは目的が一応高齢者施設になっていますので、そういう対応をやはりしていただきたいということは思っています。あのうなばら荘一般財団法人の目的の施設の開設がそういうことですよ。それにはずれたらだめですということが一般財団法人で謳つてあると思います。先ほど1,400人くらいの指定の利用券が・・・[「1万4,000人」と呼ぶものあり]1万4,000人になるということですけどもねそれが皆さんは来てくださればいいですけども、これは全県下ですよ。はい、その間4か月の間にそういうところを回られるのかなとかそういうことは思つてはみたんですけども、それ100パーセントしていくということは大変難しいことだと思っております。

米子、倉吉が入れて、まあ米子市は前からですけれども、今後倉吉が入れてくれるということがあるってことがあるってことは大変いいことだとは思っております。それはしていかないといけないと思いますけれども、それだけではわたしは3,000万も4,000万もの赤字の解消というのは本当できないと思っています。ですからもう少し経営者の皆さんが本気になって考えて検討していただいて議論していただくということがわたしは重要にことだと思っています。で、それに対して住民が本当に税金から払っていったいいののかということをおね、それが住民の、なんていうのでしょうか、賛成というか、そういうことが得られる形を作っていただきたいということを思っています。その点についてもう一度お願いします。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 公認会計士の判断が入るようになったのは28年度からですので、それまでは税務知識のある人をお願いしとったということでもありますので、そういうことが発生したのかなあということでもあります。

それから言われましたようにうなばら福祉事業団は老人福祉と申しますか、もっと大きくいうと村民の福祉のために、西部圏域の福祉のために造られたものでありますので、それは広域の構成団体の皆さんもご理解をいただいて、日吉津村は指定管理を受けておるので頑張れよという声はあるのは事実であります。

ただ、いわゆる老人福祉施設が法人改革で、老人福祉施設や社会福祉施設といえどもいわゆる利益を出す法人については一般財団法人に移るべきだということで移ってきたわけで、そこら辺の意識が非常に薄まってきて、薄まってと申しますかそういう世相に政府が切り換えられた厳しさはあると思いますけれども、明確な、明確なと申しますか今後どういう形で皆さんに議論をいただくのかということでは、今ここに手持ちのものを持っていませんけれども、精一杯の務めをしていくということでもありますので、ご理解をいただきたいと、本当に村民の皆さんに期待に答えられる施設になっていかなければならないというのは、思いとしては同じでありますので、精一杯の努力をして、またの機会にうなばら荘の29年度をはじめとするこれからの改善計画や、運営方針等についてご説明をする機会を設けさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） ここで議案の第19号の途中でありますので、昼休憩に入りたいと思います。

午後の再開は午後1時より再開をいたします。昼休憩に入ります。

午後12時17分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

○議長（橋井 満義君） 再開いたします。休憩前に引き続き議案質疑を行います。

午前中に引き続き議案第 19 号、平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 8 回）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑を行う前に高田課長の方から報告があれば、はい、高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） さきほどの三島議員の質問で、調査の時間をいただいた分ですけれども、トータルのうなばら荘の補てん額ということで平成 24 年に出資金ということで 300 万円を出しまして、25 年から 28 年、今の 3,000 万の予算を加えまして約 9,000 万ということになります。

それから 10 月末に予算、計画等を出すということで、西部広域の方にとということで、これは概算ということでうなばら荘の方から出しておりますけれども、28 年度は今年度に行う工期のことがありましたので、風呂の改修の、12 月に提出をしているということで確認をとっております。以上です。

新年度の予算等につきましては、今作成をしていただいておりますので改めて出来上がりましたらお渡ししたいという具合に思います。

○議長（橋井 満義君） 質疑ありませんか。

江田議員。

○議員（6 番 江田 加代君） 6 番、江田です。いろいろ午前中同僚議員の質問がありました。

わたしもうなばら荘についての債務負担行為に少し関係して質問したいと思います。

である、まず、そもそもの建設の目的についてわたしずっとこだわっているんですけども、老人の休養施設ということです。それで西部圏域内での利用者がいらっしゃるわけですけども、これがたとえば赤字が出た場合の補てんを西部圏域の方が対象であったりとか、それから圏域外の方の利用もどんどん増やしていきたいというようなお考えがあって、いつでしたか休憩比率が上昇しても宿泊比率が上がって行かないので、なかなか売上が伸びて行かないということを説明受けたような気がするんですけども、それを考えました時に、老人の福祉施設という観点から言えば、赤字がなかなかこういったことでありますと、収益を生み出すということは本当に困難なことではないかなというふうに一面では考えます。

そうした時に、対象は西部圏域内の方ということであれば、たとえば赤字の補てんを日吉津村だけが負わなければいけないのかなという辺を、わたしは最近疑問に思っています。その辺のことを村長に一点伺います。

それと二点目について、債務負担の見込みが立たないというようなことを先ほどご答弁の中で言われましたけれども、やっぱりわたしも住民の方に、20人ほどだったんですけれどもいろいろお話を聞きました。なかなかそのあたりの辺が、納得がいけないというような意見も聞くわけですけれども、やっぱり税金を投入するということであれば公的支援のあり方、例えばどこまで税金で負担するのかなというような上限がないということが、なかなか村民のみなさんにも納得していただけない。それとか、じゃあ支援を打ち切る時の要件とかいろんなこともあると思うんですけれども、その辺のことをやっぱり住民にわかるように説明していただきたいと思うわけですけれども、その二点について、あの将来の見通しについては午前中に村長から伺いましたのであれですけれども、それともうひとつ消費税についてはもうすべて納付すべき消費税は納付されたということによろしいですね。じゃあよろしくお願いします。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） あの広域行政の中で村がどこまでその債務を、広域行政の中で考えた時に村がどこまで負担をするのかということでございますけれども、それは福祉事業団をつくった時に、それはうなばら荘を温泉を使って施設を作って下さいということでつくって、温泉は使っていていただいて結構、それから土地も提供しますということであの場にうなばら荘ができたという、老人福祉施設としてできたという経過は、スタート時はそういうものがありましたので、じゃあ経営はだれがするのということになって、直営でできませんので村が300万円出資して社会福祉法人としてのうなばら福祉事業団をつくって運営をしておったということで、非常にその当時は競争相手もなく調子が良かったということで、どこの町にもあんな施設がほしいなあということで競争相手が増えてきたということでありますけれども、そういう中で平成6年に古くなったので7年からの操業ですけれども立替えをしたと、12億ぐらいの起債でしょうかね。それで半分はうなばら荘の利益で償還に充てておったと、残りの5,000万は広域の団体に負担をして、うなばら荘の償還に9,500万ぐらいだったと思いますけれども、うなばら荘の償還に充てておったと、いわゆるその半分はうなばら荘の償還に広域のみんなが出してきたと、そういう意味では日吉津にできたことはそれは日吉津を応援してきたことだよというこれまでの整理があります。そういう意味では、今度は法人改革がございまして、かつての福祉政策ではなしに福祉事業といえども

収支を考えるべきだということで法人改革がございましたので、今日に至っておると、それで指定管理を受けうなばら荘も一般財団、いわゆる利益を生まなければならない団体ですので、一般財団になったと、いうことであります。

今回の風呂の改築は、うなばら荘が支払います使用料で改築をするということですので、そこに一部税がうちげの税が入って債務保証をするということになったわけでありますので、その辺はご理解をいただきたいなあというふうに思います。

それから債務負担の上限ということでは、他の会計で申し上げた時には下水でじゃあ村費の投入を上限ができるか、国保の一般会計の投入が上限が設定できるかということ、多少会計の正確は違いますけれども、村が運営しておるというこれまでの経過からすると、とくに入込客の状況というのが環境の、いわゆる自然条件などでも非常に環境を受けやすいですので、上限を設けるといのは、非常に努力してもむずかしさがあるなあというふうに、上限を設定するむずかしさはあるのかなあと考えております。まあ、設定の仕方によるでしょうけれども、額をいくらにして設定にするのかということでは、考え方としてはあるのかなあという気はしますけれども、いわゆるすれすれのところで上限設定をして行くという難しさは抱えておるだろうということであります。住民の皆さんにこのようなことを改めて説明を機会あるごとにしていき、いわゆる利用を増やしていただきたい。わが村の施設として利用を増やしていただきたい。広域行政という土台はありますけれども、わが村の施設であるよということでのご理解を求めていきたいというふうに思いますし、消費税においてはそういうことで払うべきものであったと理解をしておりますので、以上で江田議員の議案質疑でお答えをしたかなあというふうに思っております。よろしくをお願いします。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） あ、性質上上限を設定するということがむずかしいということはある程度わかりました。それであの、この間の一般質問でも申し上げましたように、高齢者の方の福祉施設ということ考えた時に、高齢者の方の生活の柱になっているのが公的年金なんですけれども、年金がこの10年間に21万円も目減りしておるような現実がありますので、そういった中でうなばら荘を利用していただくと、そして皆さんにそこでいろいろな方と交流していただいて、元気を培っていただきたいというようなそういった施策があれば、本当に日吉津村民の皆さんも喜ばれるんじゃないかなって思います。

それでこれまでの一般質問の中で、いろいろとうなばら荘の将来について専門家を加えて、そ

してそういった意味での検討委員会のようなものを設置して、真剣にいろんな角度から分析したりとか専門家が、そういったことをやっていただけませんかという提言もあったと思うんですけども、その辺の村長のお考えを聞かせて下さい。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 高齢者が利用されるイベントなどを計画してはというお話だと思いますので、それは現場で当たるサイドに指示をしてそういうメニューも一つ考えていきたいと、これまで考えてきましたけれども、あらたなメニューとしてそんな取組みもして行きたいというふうに思いますし、それから専門家の意見も交えてということでの議会での全員協議会でご意見をいただいたということでもありますので、それは改めて組立てをしてその向きに変えて議論をする場を第三者の目にふれる形で向かって行きたいというふうに思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 江田議員。

○議員（6番 江田 加代君） 最後ですけれども、こういった時間いただいていいのかなと今思ってるんですけれども、あの議長さん、あの実はわたしこの議案が出てからいろいろ住民の方とご相談したり、お話ししたりしたんですけれども、その中でわたし話し込んだのは20人くらいかなと思うんですけれども、実はある方の、この方のお話の内容が20人の方の集約かなというやなことをお聞きしました。これを述べる気はなかったんですけれども、ちょっと時間をいただいていいでしょうか。

この方はうなばらのことをわたし心配しとる、どういうふうな議員として態度をとっていいか悩んどうだがってということから話したんですけれども、この方がみんな自分たちは何かの時にうなばら荘を利用した来たとき、相手がいる場合せめて一般的なレベルのサービスを提供していただかなければ招待したお客さまにおもてなしの気持ちが伝わらない。赤字の穴埋めをしてもらっているとっておられるとしたら大間違いで、真剣度がないのではないかと。村からの補てんをすることをやめた方が将来的には良くないのではないのではという思いもあります。さらに、高いレベルに持ち上げるための投資、その上に日吉津村の個性を上乘せしていくための投資でなければいけないと思います。今の状況は誰も悲しいし、がっかりしている。よその人が呼べない。村民の気持ちはみんな多少似たようなもんじゃないかと、期待に応えてもらいたいとシビアに考えている面もあります。

自分うなばら荘の株主の一人だと思っているし、投資したら分配もしていただきたい。お客様を自信をもって呼びたいし、自慢もしたい。最近結婚式に出席しましたがけれども、広くて

りっぱな建物だったので結婚式の無い時にはどういふふうにされてますかと質問してみた。そして今女性が元気ですので、女子会の研修会などに場所を提供しています。うなばら荘もそういうふうになったらいいなあいうふうには自分は思う。駐車場も広いし、子どもづれで軽いランチをしてもらうなど工夫できればいいと思います。今違った人に託して頭をかえていいのかなとも考えています。まだ、村民は捨てていないし、せつかく温泉もある。全部なくなってしまうと一からやるのは難しいことだと思う。補てん、補てんばかりでなく、1人づつでもまだ来たいなど思っていたるように頑張っていただけないかしらと、というようなことを話して下さいました。このこういって話しても聞くわけですがけれども、最後にこういうこというつもりなかったんですけども、村長のこの感想をいただきたいと思います。

○議長（橋井 満義君） あの、江田議員、まあ本日は議案の質疑でありますので、先ほど議案の内容を把握しないまでに許可をさせていただいたわけですがけれども、そういう要望なりですね、そういった自分の主観を交えた中は、一般質問の中で今後はやっていただきたいということでこよろしくお願いします。江田議員からのさっそくの提案うんぬんがありました、その辺で答える範囲で答弁をお願いします。

○村長（石 操君） あのそういう思っていただけの方があるという、村民が一人ひとりがそうだなあというふうには思いを受け止めさせていただきました。以上です。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

山路議員。

○議員（7番 山路 有君） 7番、山路です。もう、うなばら荘については、皆さんがいろいろ質疑されたんで、あと17ページ、保育所嘱託職員報酬ということで、これまでの議案の中でも少し話はされたかなと思うんですけども、まあ330万不用額として出ているわけですがけれども、内容としては募集しかなかったということで、このあたり次年度にたとえば先ほど村長の方からもお話しあったんですけども、近隣の町村では10人の保育士がいきなりやめてですね、4月2日当初予算に10パーセント程度の引き上げを行ったというようなことで、ニュースになっております。このあたりを考えるとわたしは保育所の嘱託職員という指定をした中でのここは正規職員なんだけれども、町は保育士の待遇改善ということで年額でなんぼですかね。10パーセントで、35万3,000円、41人分で1,447万円を当初予算に反映させたということであれば、現実にはこうして募集してもないということであれば、29年度予算にこのあたりを少し反映させればいいじゃないかなと、今のままでいけば、またこうして募集しても集まらないと、この間保育所を視察し

た時にはですね、保育所長の方からはまあハード面だけじゃないですよ。ソフト面も大切ですからといいながらも、完全にこれソフト面に繋がってくると思うんでこのあたりの少し考えを聞きたいと思います。

つづいて19ページですね、まず委託料、一般廃棄物収集委託料として、5万円のマイナスの補正が出ていますけれども、よくよく考えてみるとこれはですね、28年度は多分、28年、昨年1月か2月くらいに指名競争入札で当初は439万1,000円となっているわけで、そうすると入札したものを減額するとかなんとかということがあり得るのかなと思って、単純にね、思ったわけで、このあたり返してごしたのかなという単純なところを思うんで、そうはないなと思ってはおります。それとですね、その下、一般廃棄物処理負担金という部分が516万5,000円、これはプラスの補正ですね。でですね、27年度の実績を見ると、これ、私のデーターがたしかであれば2,414万9,000円であります。今回当初予算が2,646万円でこのたび516万5,000円補正すると、トータルすると3,162万5,000円となるということで、これだけ今各自治会ででも減量化とかもろもろ取り組んでいる中で、少し27年度実績がたしかであれば2,400万が3,000万過ぎていくという状況になるんで、ちょっとこれほどが悪いんじゃないかなと、なにが要因したのかなというところをお伺いしたいというふうに思います。

それとですね、同じページでいいです。建設産業課長が何か質疑してほしいなというような顔をしておられるんで、質疑をせないけんと思うんですけれども、今回第39回のチューリップマラソンも多分2500人ぐらい、今の状況で、非常に多くの方が来られるなというふうに思っております。

チューリップマラソンの抜き取り園が、だいたい2万5000球ぐらいで対応していると思うんですけれども、そこでは走られた方は無料で5本をサービスすると、抜いて下さいということをしていると、ただ皆さんがいつも言われることはですね、目の前にきれいなチューリップが咲いているわけです。これをたとえば3本100円とか、ただそこにはすごく建設課長のですね、建設産業課長のブレーキがかかってですね、これは販売目的でないですということをいつもこの耳にするわけで、委託されて生産されている方にも現金がそこで入って来るわけですね、自分の畑にテント一つなんかしてそこでされればいいことなんで、それが本来の趣旨から反するのかなどというのはおいといても、すごい励みにはなるんでないですか。このあたり、どうかしたら来年は記念大会です。40回で、どうかしたら3,000人からの方が来られると思うんですよね。そういう場所で大いに村が委託するチューリップのものも、そうした販売をそこですればいいだないかと

わたし毎年思うんですけれども、どうもあなたの、建設産業課長のブレーキがかかると、そのあたり、なぜブレーキをかけるの。だって、いいだないですかそれで、その儲かった金、作られた方がなんていうか励みにされれば、次年度のまた予算なりに反映すればいいですので、そのあたりお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 山路議員のご質問にお答えいたします。保育所の報酬の減額に伴う質問でございますけれども、来年度の予算に向けてはどうするのかということです。今回上程させていただいております非常勤職員の特別報酬手当を上げるようにしておりますけれども、この考え方はやはり、職種に限らずやっぱりみんながこう一斉に上げなきゃいけないんだらうという考えの元に、このような、今回は提案をさせていただいております。

ただ、先ほどの質問でも答えましたけれども、29年度保育士さんを確保するためにはどういふふうにしたらいいのかという議論の中で、職種をまあ、選別してでもこれは対応していかなくちゃいけない、上げなくちゃいけないものがあるということもひとつの選択肢として検討してまいりたいと思いますのでご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 山路議員の質問にお答えいたします。塵芥処理の委託料の内の一般廃棄物の収集委託料ということですが、これにつきましては住民さんの委託の分以外にもリサイクルの資源ごみといいますか、ビデオテープですとかそういったものの方もしておりますのでそちらの方での金額の変更でございます。入札の方は金額は確定のものでございます。つぎに、負担金補助及び交付金のうちで一般廃棄物の処理負担金についてこれだけどうしてあがったのかということのご質問ですが、28年度の当初予算の編成の時点で担当課としましては、実績を見込むともう少し多い処理量で単価を掛けて予算を上げておりましたけれども、査定の方で1割程度はこの量は調整をしてくれという指示がありましたので、その量分は金額は下がっておりますので、補正で実際に掛かる金額については補正対応をさせていただくというものです。内容につきましては住民の皆さんにお世話になっております一般家庭の方からのごみの分につきましては、量はほぼほぼ同じでございます。とくに増えるようなことはございません。ただ、このたびは、許可業者が村内の事業所からのごみも収集しておるわけですので、そういった事業所から出てまいりますごみについてとくに、平成28年度からはクリーンセンターの方でカードを作って、実際の搬入車両の数量を計って、事業所から出てくるごみについても量を確定しており

ますので、この部分についての量が増えておるのが主な要因でございます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 山路議員の質問にお答えいたします。先ほどのご提案ですけれども、どうかたちでできるかは検討したいと思っておりますけれども、以前にも一度あったんですけれども、なかなか人の配置の関係とかそういう部分で大変だということを聞いておりますので、そういう部分も含めましてどういう形ができるか検討したいと思っております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7 番 山路 有君） 7番、山路です。ありがとうございます。まずあの、ページはちょっとずれますけれども、保育所の件について担当課長の方から検討するというところで話があったんですけれども、今もう3月ですね、3月で検討何ていう言葉は適切でないと、来月スタートするのに検討して30年に実施するわけですか、それはない。現実には28年度がこういう状況があるのに、それを1年おいて30年、じゃあ、子どもたちのそういう対応は1年はがまんするという格好になるんですか。それではこういう29年度の逆にいったら当初予算が承認できないと、そういうことでしているのであれば、やはりこれはですね、なんらかの、もう他町村はですね、そういう状況をもって、即4月2日のこの3月定例会にですね、さっそくもう10パーセント程度上げてですね、総額で1,447万円対応しているわけですよ。その町がね、いいとか悪いとかとかいいながらもやっぱりひびかなだめだと思っただがね。再度そのあたりお聞きしたいというふうに思います。

あと、それとですね、一般廃棄物収集処理委託料なんか今担当課長、テープとかなんとかってというような、だけどそれも収集料の中に入っちゃうでしょう。すべてした中のこの下の一般廃棄物処理負担金という分は、これは今のテープとかなんとかいろいろなものが入っているんで、これは見たらいろいろ額が変わってくるから積み上げていく部分で多少変わってくるかなと思うんですけど、この一般廃棄物収集処理委託料は、指定業者が来られて段ボールとかペットボトルとかいろいろなものを集めてするのが、指名競争入札で去年の1、2月ぐらいに落札されてやっているから、そのテープとかなんとかがどうかこうとかなんという問題ではわたしはないと理解していますけれどもそのあたりもう一回答弁をお願いします。

それとチューリップマラソンの委託されている方の今担当課長、検討したいと、わたしはあんまりね、検討したいというのはね、もう来月チューリップマラソンありますよ。まだ、検討だなんて、せんという、しないということでしょう。ね、これだけ予算をつぎ込んで村としても、で

きたら少しでも利益がでることを考えたらどうなの。少しこのあたりも再度、答弁求めたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 保育所関係、小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） はい、山路議員のご質問にお答えいたします。29年度に向けてということなのですが、29年度に向けてはやはり現実厳しいという声を上げまして、非常勤さんの特別報酬ということで上乘せをさせていただきました。

そして29年度の体制ということにつきまして、4月1日からの体制ということにつきましては、厳しい中ではありますけれども、人海戦術、まあ一本釣りとかですね、そういったもので声を掛けまして何とか体制は整えております。しかしながらそれにも限界があります。また人手不足になることも考えられます。その時にやはり条件を整備していかなければ、さっきも言いましたけれども日吉津村の方を向いていただけなくなるんじゃないかということで、それについてはまだ29年度をかけてどういうふうな賃金体制とか報酬体系にしたらいいいのか、そしてさらにご提案いただきました保育士さんだけもうちょっと上げてもいいんじゃないかとか、そういうようなことをいろんな選択肢を考えながら、30年度に向けてはまた整備をしていきたいというふうに考えているところです。以上です。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） さきほどの委託料についてですけれども、一般廃棄物の収集処理ということで、たしかに収集の業者は決まっておりますけれども、こんどは処理ということになりますとまだ別の業者になりますので、そちらの方での金額の変更ということでございます。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 山路議員の質問にお答えいたします。さきほども申し上げましたけれども、以前行っていたということはありますけれども、人の配置とかそういう部分で提案はしたわけでありまして、なかなかやるということでは理解を得られていませんので、再度どういう形でできるかは話し合っただけで考えたいと思っております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） 7番、山路です。まあたいへんこの時期でね、保育所等についても今小原課長、話されるようになってきたかですね、これだけ子育て支援に日吉津村全県下のいろいろわたしもそうした会に出ても日吉津村ようやくとんなあなという話を聞くんで、こういうところで募集したけど集まらなかったとかとかなんてというのが、あまり好きじゃない。そういうことな

んで、ちょっと声がトーンが上がってくるなというふうには理解してほしいと思います。

あと、一般廃棄物についてはちょっとわたしも勉強します。多分課長が言っておられることが正しいと思うんですけど、どうもわたし、指名競争入札をしているのにここでこの値段が変わるということ、これまでもあったんでしょうかね。こういうことが、なんかどうも、理解できないとわたしは思っています。

それからチューリップこの販売については、少なくとも、課長あのそこで対応してもいいよという方がおられたら、販売に協力して、それはあなたからブレーキは入らないわけですね。いいわけですね。そういう対応するよという方がおられたら広く抜き取り園として、解放してもいいわけですね。ちょっとその辺確認しておきたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 山路議員の質問にお答えいたします。先ほども議員からもありましたけれども、この委託料の関係をどういうふうにするかを含めましてどういうふうにするかということを考えて対応したいと思います。

〔「いやいや、そうはわたしの質問に答えていない。できるんですかっていって答えちょうだけん、委託とかなんとかということとは関係ないだけん。できるか、できないの。」と呼ぶものあり〕

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） 委託料の整理を考え方を整理して、考えたいと思います。

〔「できないということ。」と呼ぶものあり〕

○建設産業課長（松嶋 宏幸君） できると思っておりますので。

○議長（橋井 満義君） ほかにありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（橋井 満義君） ほかないようですので質疑を終わります。

日程第 19 議案第 20 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 19、議案第 20 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 回）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑については歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（橋井 満義君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 20 議案第 21 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 20、議案第 21 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑については歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

[質疑なし]

○議長（橋井 満義君） 質疑がないようですので質疑を終わります。

日程第 21 議案第 22 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 21、議案第 22 号平成 28 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）についてを議題といたします。

質疑については歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 5 番、三島です。すみませんささせていただきます。

5 ページの維持管理費の需用費ですけれども、ここが 70 万減額になっています。で消耗品が多いんですけれども、これは何だったのかなということをお願いします。

○議長（橋井 満義君） 松嶋建設産業課長。

○建設産業課長（松嶋宏幸君） 三島議員の質問にお答えいたします。消耗品の主なものは塩素代ですけれども、この塩素ということを使いまして汚泥の減容化というものを 28 年度から本格的にやっていますけれども、2 月、3 月の寒い時期についてはそんなに塩素が必要でないというような状況になりますので、その部分の塩素代を減額さしていただいております。

○議長（橋井 満義君） ほかありませんか。

[質疑なし]

○議長（橋井 満義君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 22 議案第 23 号 から 日程第 26 議案第 27 号

○議長（橋井 満義君） これから平成 29 年度当初予算 5 件を順次議題といたしますが、質疑終了後議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思いますので、質疑

については総括的、基本的な質疑までに止めていただきますようお願いをいたします。

日程第 22、議案第 23 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑は歳入歳出それぞれ一括とし歳出から行います。

質疑はありませんか。

井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） 後ほど特別委員会の方で細かい点についてはということですので、大きいところで質問させていただきたいと思います。じつは今までのいろいろ補正予算等についてもなんですが、その中でやはり執行部の方からの、いろいろもう少し情報提供していただいた方がいいなあという感じをやっぱり受けておりますので、質問したいと思います。

ひとつは決算審査毎年やりますね。一つが日吉津村の監査委員の方がされます年度の定例監査の結果について、執行部の方あるいは議長の方、まず議長の方にありまして、それから執行部の方にあるんでしょうか。定例監査の結果についていわゆる本文でのいわゆる指摘、文書での指摘事項がございます。それから議会の方も決算審査の特別委員会がございまして、その中でいわゆる付帯、本文もありますけれどもそれとあわせて決算審査で出た付帯意見につきまして、執行部の方に文書が届いていると思います。こういう意見なんですけれども、これについてどのように後処理されとるんでしょうか。検討していただいておりますでしょうか。聞いてみますと、監査委員の方からもまったくその出している書類についての結果はいただいているということですし、決算審査特別委員会での付帯意見等についてもいただいております。それでと言ってもですね、村長がたとえば新年度予算について予算編成の要領ということで出しておられる文書を見ますとですね、決算審査での付帯意見等を踏まえその内容を具体的に進めていかなければなりませんということで、きっちり書いとられます。はたしてそのあたりがこの文書、決算審査の結果が執行部に届いてからどのような検討をされておりますでしょうか。

それからこちらの方に返していただけないのは何か理由があるんでしょうか。その二点ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 高田総務課長。

○総務課長（高田 直人君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。決算審査で終わった結果ということでいただいております。予算の方針にも載せておりますように、各課で、全てができることではございませんので、できることからということで予算計上できるものは予算計上という

ことでありますし、予算に関わらないソフトな面の部分については、そのようにするという
ことで、ただ、結果を返すということでは承知しておりませんでしたので、結果としては返して
おりませんが、そういう具合に各課で対応、検討しながら進めております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員。

○議員（8 番 井藤 稔君） あの、そちらの方に決算審査の結果、いろいろな本文中であるいは
付帯意見としていろいろな提案を申し上げております。29 ほど、たとえば 27 年度の決算につ
いて 29 項目ほど付帯意見、そちらの方に送っておるわけですが、たしかにソフト面だから
予算なくしてもやれる部分もありますし、だれでもその検討された結果というのはこちらの方
には全然見えてきません。

それで一つ調べてみてもらいたい。ぼくは以前にも一般質問でも言ったと思いますけれど、
調べて見てもらいたいと思います。たとえばわたしは県の方はわかりますんで、県の方ではい
わゆる決算審査の意見、監査委員の意見などについてはきっちり文書指摘か、口頭指摘かに分
けてですね、執行部の方から返しておりました。それから当然付帯意見、執行部へ出して、議
長名で出しておるわけですので、これについても検討されたらその結果については、そんな難
しいことというわけではありませぬので、検討したらだめでしたというのも当然あるかと思
います。だめなものだめ、出来そうなものはできそう、あるいは今後検討が必要なものは
検討するということを出していただけないかと、こちらの方も対応しようがないわけ
です。

議員さんどうでしょうか、こういうことで意見出してもらったと思うけど、それはどう
なるでしょうかと、おまえが役場に、あんたが役場に行きなったらいいがないって、本
当言いたくなるような感じします。だから決して無理いっとるわけじゃありませんので、
そこをしっかりとこちらの方に返していただくということはやっていただけませぬ
でしょうか。もしあれ、日吉津村だけがそんなに過大な仕事が増えるというわけ
ではないと思います。それは当然議員の方もそういうことであればいろいろ理解
できるところもあるし、いろいろそこでキャッチボールができるしということで
今後、両方のそれこそ先般もお話ししましたけれども、それこそ両輪だと思
いますので、そのあたりをその代りしっかりと返していただくという方が
良いじゃないかと思っておりますけれども、このあたりに関する村長の
ちょっとご意見伺いたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 監査の付帯意見等について予算編成なり、監査があつた時点、決算監査
があつた時点でそれぞれ指示をしてきたつもりでありますけれども、じゃあ、十分に確認ができて

おるのかということでは、不十分さがご指摘のとおりあったというふうに思いますので、特に付帯意見等については、これから回答を示させていただくということに改善をして行きたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（橋井 満義君） 井藤議員、よろしいですか。

ほかにありませんか。

三島議員。

○議員（5 番 三島 尋子君） 5 番、三島です。予算書を見せていただきますと、村税が 4,000 万減額となっていますね、昨年度から見てですけれども、全体で見ますと約 1 億増額の予算計上にはなっておりますけれども、その財源の内訳を見て見ますと一般財源となるものが減っておるということを見ます。で、増えておるのは地方交付税が 900 万、それとあと負担金ですけれども、これは利用料とかそういうものがありますので、財源のあて方を見ると一般財源として使うものではないような感じを受けております。

あと、使用料とか手数料とかそういうものだと思いますが、繰入れでこう賄って起債が入っておるといふ計上の仕方ですね。今後、今後ついていきますか 29 年度からですけれども、その財政を見た中でですね、村税のあり方とか一般財源としてのその財源のあり方をどういうふうにご考えておられますか。この中でですけれども、それをお伺いしておきたいと思っております。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） 一般財源は税収も含めて大きな設備投資がなければ減少傾向になります。それからいわゆる歳出の規模で、標準財政規模が交付税規模からいくと、交付税の全体規模からいくと、おそらく総額を縮めるために標準財政規模を思ったほど伸ばさないと、人口が 20 年間で 2 割伸びたけれども思ったほど伸ばさないと方向にこれからはシフトされていくと、これまでの傾向がさらに強まっていくというふうに見ていきますので、一般財源の比率が税収が下れば下がるほど、交付税の色が濃くなる財政運営にしていかなければならないというふうに、将来的にはみています。

今年、29 年度は、とくにいわゆる公社の関係の土地の整理を、27、28、29 で課せられた土地開発公社の健全化をしていかなければならないということがありますので、その部分がとくに臨時的なものとして膨らんでおるといふことで、これは短期間のことですので歳出が膨らむといふても解決していかなければならない、どこかで通らなければならぬ課題ですので、今回はそれはやむをえんということと考えております。

この部分は起債ということで、公社の主なところは健全化の中では起債を発行を、交付税算入でさせてやるという国の支援もありますので、そんなかたちでやっていますけれども、最終関係の方との合意形成によっては、いわゆる村が買い取る場合には起債を発行さしてやるということで、村が買い取らずに行先が決まった場合には交付税措置、いわゆる起債の措置がなくなる。交付税措置がなくなる。現金対応しなければならないということがこれからの問題としては出てきますが、今は交付税で、交付税算入になる地方債で臨時的に大きく起債を無発行さして、長年の課題を解決していくということで、起債を多く発行をしておるということでもありますので、臨時的、さらに臨時的なこの解決をしていかなければならないということでもありますので、全体の予算総額では増えておりますけれども、そういう特殊な事情があると、30年来の事情があるということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） あの、お話しいただいたことは理解をしますが、起債というのも結局は借金で返していくということにはなりますので、それ返す分だけがみんな交付税で来ればいいですけれども、そうはならないと思いますね。ですので、やはりそこら辺が差引どうなるかわかりませんが、今後、交付税もいろんな国の方向付けとかを見ていく中では、増えていく関係にはないかなと思っていますので、そのところをよくこう見定めていかないといけないんじゃないかなと考えています。

王子製紙が3年前ですかね、新規に事業をされて償却資産ですか、増えてはきましたけれども、年々出していますね。そういうことも考えますけれども、現在法人税はゼロになっています。そういうことを考えていく中では、やはりなんていいますかね、全体的にやっぱり増えてはいかない。伸びが今はないということを考えながらいろいろなところへの対応をして行くということが大事なあとだと思いますね。

行政から出さなくてもいいところにはやはり縛っていくといいますか、そういうことも必要ではないかなあと思います。ですので、言えば今回補正予算で債務負担行為が出たわけですが、これを通せば、29年度もし出ればそこは上がってくるわけですが、住民の方によく理解をしていただけるような説明の仕方をしていくということが大事ですし、議会としてもこれを決めていなかでよく検討していかなんといけんなということをおたしは思っています。そこら辺全体的に考えてこの29年度の予算の中から村長が10とされる事業を中心としてですね、十分に回っていくというふうにお考えになっていますでしょうか。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） あの今回は先ほども前回の答弁で申し上げましたように、特殊な事情を抱えておるということです。おそらく2,3年先には今起債の残額が20億になっていますので、このヴィレステを建てる前が16億を超える起債残額でしたので、それが公債費比率が平均で8パーセントという辺に納まっていたので、これは県下で一番低い数字でしたので、自信をもって財政運営はできておるということを書いていけたというふうに思いますが、ヴィレステとて10億をかけましたけれども、4億を借入れをしました。4億を貯金を使いました。2億7,000万は補助金をもらいました。土地代も含めてですね。ですから、効率的な起債の借り方をしたというふうにぼくは思っています。いま20億の残になっていますので、これからヴィレステの償還が始まっていくと非常に厳しさは増してきますけれども、起債、公債費比率、平均的な、14パーセントぐらいがほしい全県下の平均になるのかなあ、最近はもっと少なくなっています。国がまったがかかるのが18パーセント、国なり県なりが公債費比率の制限がかかるのは18パーセントだということで、今のヴィレステを建てる前の8パーセント台のことを思えば、10パーセントあがるということですので、そこにまではまだ至らないという数字だというふうに見ています。ただ、交付税算入の地方債はたしかに借金ですけども、過年度において国が交付税に算入をしてやるということですので、それは取れるものは取るべきだという気がしております。それじゃないと事業が消化できないというふうに思っています。

臨時財政対策債については、これも交付税算入になっていますけれども、それこそこれは財源不足を補てんする国の交付税の不足分を、地方が2分の1国が2分の1もてよというやり方ですので、これも本当は借りたがよいということですけども、借金になりますので、これはできるだけ抑制をして行くという方向で、交付税算入がある事業債は取れよと、取った方が得だよということ。

ただ、臨時財政対策においては借金、同じ借金でも交付税算入があるといっても、まったくの正味の真水の借金ですので、これはなるべく避けたがよいというようなことで考えておりますので、今年はとくに臨時的な要件がとくに強いということでの予算で、これが複数年続くわけではありませんので、27、28、29の3年間で解決すべき課題でありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（橋井 満義君） はい、ほか、景山議員。

○議員（2番 景山 重信君） 2番、景山です。あしたから予算審査ということなんですけれど

も、ちょっと、広域的なこととそれから村の花ということでちょっと、質疑させてもらいたいと思います。

えっと、予算書の50ページに今の負担金というところが2,800万あるんですけども、28年は3,100万という実績があるんです。今事業者分の減がどうのということがあったんですけども、なにか300何万という負担金が少なくなっておりますけれども、なんか策があつてのことですか。

それと補正の時でも質問したですけども、新たな耕作者がいないという現実をどうするかということで、だれんもで考えて見んと意見と申しますけれども、村の花であるチューリップを守り続けるということならば、まあ農家の生業として絶対40年も前から出来んということが、増殖はできんということだったんです。まあ今の村民の方に訴えて今29年が20アールでなく、プランターマラソンではなく、わたしは1ヘクタールという格好でもいいと思います。そういう格好で全村民が力を出し合つて、入場収入で策を得たりと、もっと工夫があつてもいいのかな、成り立つ変かなあとは思っておりますので、まあチューリップを守りたいということならば、そういう部分を頭に入れて訴えられたならば、なんら反対するものでもありませんし、どうのこうのっていつて今見ますと28年金額が違つておつて、わたしの計算の金額が違つておつたり、29年は25円ということになっております。28年は7万5000球導入、29年は5万400球という、まあその5万400球というのをみても、作柄をほんなら今年の、来年用の作柄をどうみておられて、この5万400球にするのかとか、なんか説明しきれないと思うんですけども、とにかくチューリップマラソンというのんは大事なもんですので、来年は40周年ということですので、維持したいということを訴えて、強く言ってくださればそれでいいだとわたしは思うんですけども、その辺を、まあわたしが結論を出したっていけませんけれども、その辺の気持ちをちょっと聞かせていただければと思います。

○議長（橋井 満義君） 清水住民課長。

○住民課長（清水 香代子君） 景山議員のご質問にお答えいたします。先ほどの補正でも出てまいりましたようにねこの負担金についてですけども、実際には実績としては金額等が例年だいたい同じ処理トン数でいけば、金額として当初としては、見込みとしては少し少なめに見込んでおりますけれども、先ほどもいいましたように事業所等のごみについての増加が結構多いですので、そういったところでの対応を何らかの形で進めていきて1年たった時の量の減量化に努められるようにということで、この度はこういった金額で提案をしております。以上です。

○議長（橋井 満義君） 村長。

○村長（石 操君） チューリップについてですが、チューリップの村だというその位置づけを
変えるということではないというふうに思っております。ほ場でのきれいな花の販売ということ
は、委託料との関係を整理すればそれはできるというふうに思っておりますので、あとは手間を
探すということだと思っております。

それから5万400球が、仮に前年の残りだとすると7万5000球10アールに入れられるとす
ると、8割以上の、8割近くの球根が残っておりますので、それはうちげのこれまで作ってきた経過、
チューリップを長らく作ってきた経過からすると、歩止まりは結構いいだないかという気がして
おります。ただ、いっぺんに1ヘクタールというわけにはまいりませんので、1ヘクタール植え
ようと思えば、田んぼの状況も全部用意して、球根もなんにも用意して、施肥もして、畝もして、
そこに、はい村民の皆さん来てくださいとみんなにどおっと、ほ場をプランターのようにして
植えてもらう方法を取らざるをえんということですので、そこまでのまだ、気持ちの準備がで
きていけませんので、それは植えたはいいけれども、覆土はしてかからないけん。草取りはしてか
からないけん。施肥はせんないけん、ずっと収穫までつきまといますので、まあ1ヘクタールと
いう数字は大変な数字になるわけです。

10アールで25万の委託料を出しておるような話ですので、まあそういう方向に向かってチュ
ーリップの村ということでの位置づけが、周辺から理解がいただける取組みにしていきたいと、
ただ、農業者が担い手だという定義付けはできませんので、業としては成り立たないので、そこ
は多少むりがあるなあ。お世話になるのはお世話になるにしても、業としての生業はならないと
いうふうに思います。そのようなことで、答弁にかえさしていただきたいと思えます。

〔「1反は50万ですか、25万ですか。」と呼ぶものあり〕

○村長（石 操君） たいへん失礼しました。50万だったそうでございます。

○議長（橋井 満義君） はい、ほかありませんか。

ほかはないようですので、質疑を終わります。

○議長（橋井 満義君） 日程第23、議案第24号平成29年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険
事業勘定特別会計予算についてを議題といたします。質疑は歳入歳出それぞれ一括とし、歳出か
ら行います。

質疑はございませんか。

三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） 5番、三島です。中身の中まではしませんけれども、国のことを考えてみますと、国が言っているのには29年度予算で3,400億円ですか、財政支援をするということを言っておりますけれども、この支援というのが日吉津村ではどこに、どういうふうに入っているのでしょうか。教えていただけますか。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。国保会計といたしますのは、会計の内の半分が国からそして県から、国の療給が32パーセントそれから調整交付金が9パーセント、県の調整交付金が9パーセントという50パーセントをそちらで占めております。それに対してその部分で公費負担というのが入っておりますし、それから残りの半分の50パーセントに高額共同事業、それから保険財政安定化事業、こういうもののレセプトの額によって、高額でいえば2分の1が国が補てんしております。

それから保険財政でいえば、こちらには入ってないですね。そういう部分でやはり医療費が年々上がっておりますので、そうするとおのずとそこに国の財政を額が増えてこないとその額が払えませんので、そういう部分でそれぞれのところに先ほど言われた3,400万というのが分けて投入されているというふうに考えられます。いくらがどこにということにはちょっとわかりませんが、仕組みとしてはそういうふうになっていると思います。以上です。

○議長（橋井 満義君） 三島議員。

○議員（5番 三島 尋子君） あの、国保をよく見ていかなかったんで申し訳ないんですが、全体的に見て日吉津村では9年度にじゃあ、これから見た場合にどれくらいが入ってきているんですか。

○議長（橋井 満義君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。それは国庫がどれだけ増えたかということでしょうか。

〔「はい、そうです。」と呼ぶものあり〕

○福祉保健課長（小原 義人君） 国保にその公費負担で追加分がどれだけというのはちょっとわからないんですけれども、この歳入の総括表でいうところの、国庫ですとか県支出金、このあたりの比較した分の増額分が、そこであたってのじゃないかというふうに推測されます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 三島議員、いいですか。

ほかありませんか。

山路議員。

○議員（7番 山路 有君） 7番、山路です。小原課長に何回も、何回も同じことを言うんで、耳にタコができるようになるへんかなと思うんですけども、いよいよこの国保会計も総額で5億が近づいてきたということで、村長も施政方針で述べられたように、ひとつは健康づくりということで健康ポイント制度、これがわたしは29年度の大きなカギになるのではないかなというふうに理解しております。で、一番言いたいことは何かこの行政だけのこま取組みにならないで、この健康ポイント制度が、7自治会なり全村上げての健康ポイント制度になるような形をなんとか組んでほしいと思うんですけども、そのあたり村長なり担当課長、なんかこういう形で今後走りながらでも、そういうところをもってきますよということがあったら少し答弁お願いします。

○議長（橋井 満義君） はい、小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 山路議員のご質問にお答えいたします。健康ポイント制度で今考えておりますのが、健診を受診していただいた際、それとか町の保健室に来ていただいた時、それから村で催しますノルディックウォーク教室そういったものに参加していただいた時に、ポイントを付けていこうと、そのポイントの数によって、インセンティブとしていろんな商品なりをお渡ししたいというふうに考えております。

その中でそれはまあ行政だけの話ではないかということになりますので、今計画段階ですので、あくまでこういうことを考えているということで聞いていただきたいんですが、例えばその参加していただく方に万歩計を貸与しまして、日常の生活の中できょうは何歩歩いたよというのを、それぞれ個人で付けていただく、付けていただいてそれが何万歩以上になったらそこにもポイントを付与しますということで、日常の生活の中での活動に対しても、ポイントをちょっとずつ、こう付与していくというなことを考えておるところでございます。以上です。

○議長（橋井 満義君） 山路議員。

○議員（7番 山路 有君） ありがとうございます。なんとかですね、今のままでは町の保健室というのも広がりをもたないと、どうかすると末ぼそりになるような気がします。

それはなにが大事かといったら、なんか励みになるようなものを、町の保健室だけじゃなくて全村あげてムードを上げるような取組みをしないと、なかなかまちの保健室すらわたしは末ぼそりになるというふうに思っています。わたしこの間も担当課長と話たんですけども、ヴィレス

テにせつかく保健師さんおられるので、例えばあそこでポイントをもらえるそういうところ、あその窓口でどんでんできるといような格好もひとつ考えてやって、この制度がどんどん広く広がっていくようなことを私も応援したいと思っております。ぜひ、考えてほしいというふうに思います。よろしくお願ひします。

終わります。

○議長（橋井 満義君）ほかありませんか。

[質疑なし]

○議長（橋井 満義君）ほかにないようですので、質疑を終わります。

つぎ、日程第 24、議案第 25 号、平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。質疑は歳入歳出それぞれ一括とし歳出から行います。

質疑はありませんか。

[質疑なし]

○議長（橋井 満義君）質疑がないようですので、質疑を終わります。

日程第 25、議案第 26 号平成 29 年度鳥取県西伯郡日吉津村公共下水道事業特別会計予算についてを議題といたします。質疑は歳入歳出それぞれ一括とし、歳出から行います。

質疑、ありませんか。

[質疑なし]

つぎに歳入について質疑ありませんか。

[質疑なし]

質疑がないようですので、質疑を終わります。

○議長（橋井 満義君）日程第 26、議案第 27 号平成 29 年度鳥取県西部町村情報公開・個人情報保護審査会特別会計予算についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑、ありませんか。

[質疑なし]

○議長（橋井 満義君）質疑がないようですので質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第 23 号、議案第 24 号、議案第 25 号、議案第 26 号及び議案第 27 号以上 5 議案については、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することにしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって議案第 23 号、議案第 24 号、議案第 25 号、議案第 26 号および議案第 27 号は議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、審査を付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員長に松本二三子議員、副委員長に加藤修議員を指名をしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（橋井 満義君） 異議なしと認めます。したがって予算審査特別委員会の委員長は松本二三子議員、副委員長は加藤修議員に決定をいたしました。

日程第 27 議案第 28 号

○議長（橋井 満義君） 日程第 27、議案第 28 号日吉津村と鳥取県との間の地方公共団体における情報通信技術の共同化に関する事務の委託に関する規約の締結に関する協議についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（橋井 満義君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

○議長（橋井 満義君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

なお、次回の本会議は 3 月 21 日午後 1 時 30 分より討論・採決を行いますので、議場にご参集願います。

本日はこれをもって散会をいたします。

お疲れ様でした。

午後 2 時 16 分 散会
